

第九十六回 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和五十七年四月二十二日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

四月十九日

北 修二君

田原 武雄君

阿部 三郎君

四月二十日

岩崎 純三君

増田 盛君

四月二十二日

井上 吉夫君

坂倉 藤吾君

補欠選任

井上 吉夫君

岩崎 純三君

補欠選任

田原 武雄君

増田 盛君

補欠選任

北 修二君

山田 謙君

下条進一郎君

鈴木 正一君

宮田 輝君

川村 清一君

鶴岡 洋君

岡部 三郎君

北 修二君

熊谷太三郎君

熊谷 弘君

古賀雷四郎君

田原 武雄君

高木 正明君

中村 慎二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

国務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産政務次官

水産庁次長

事務局長

常任委員会専門員

説明員

防衛庁防衛局運用第二課長

水産庁漁政部長

海上保安庁警備救難部海上防災課長

本日、の会議に付した案件

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○坂倉藤吾君 きょうは、内容に入る前に二点だけちよっと御説明をいただきたいと思う点がありますので、冒頭それにお答えをいただきたいと思ひます。

一つは、いま当面の課題になっております日ソ漁業交渉の成り行きとの関係であります。関係者、きわめて注視をしておるわけでありまして、今日までの各年におきます交渉の中でおおむねルールが引かれてまいって安定をしておるというふうな理解はいたしておるのではありませんが、その中間的な状況はどうなっておるか、見通しはどうか、出漁期にきちんと間に合うのか、この辺のところの御説明を一つはいただきたい。

それからもう一点は、本日も関係者がこの東京に集まって集会を開いておるわけでありまして、いわゆる農畜水産物の輸入枠拡大阻止の問題あるいは自由化阻止の問題、この辺についてたびたび農林水産大臣としての御所見は賜っておるわけでありまして、態度は確認をいたしておるんですが、私どもが心配をいたしますのは、それを乗り越えて政治的に決着がつけられる可能性がないのか、農林水産省の考えがどうあるか、この辺のところが、見通しがついておるのか。この辺のところについての一つの見解あるいは見通し、こうしたものの説明を大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 日ソサケ・マス交渉の経緯、経過等について概略御説明いたします。

十三日から日ソサケ・マス交渉が始まりました、十四日におきまして双方が提案を出し合つたわけでございます。

ソ連側の提案といたしましては、四万二千五百トンの去年の実績につきまして、ことしは三万七千トン。それから一定水域におきます操業期間の

短縮、それから新たな取り締まり体制の実施。それから協力金につきましては、自分の放流に要した経費に見合う日本の取り分に対する協力費の要求と、こういう点でございます。

わが方といたしましては、四万五千トンの要求、こういうことでございまして、その他の問題につきましては前年どおりであると、こういうような主張を続けてきたわけでございます。

その間、なかなか交渉が進展しませんでした、十七日に松浦長官が訪ソいたしました、再度交渉を始めて、きょうまで二回交渉しているわけでございまして、事務的には取り締まり体制の強化の問題につきましてもいろいろやりとりがございまして、きのう初めて松浦長官とクドリャフツェフ次官との間で実質的な交渉が行われたと、こう聞いているわけでございまして。会議の内容等につきましてはまだ主眼が近づいたということ、このサケ・マス出漁時期にはほぼ間に合うだろう、こういう話は聞いておりますが、妥結の時期等につきましては細部の詰めがございましてはつきりしたことはここでは申し上げられませんが、恐らく五月一日の出漁には間に合うだろう、こう想定しているわけでございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 日ソサケ・マス漁業交渉につきましては、ただいま答弁されたとおりで、私たちとしてはできるだけ出漁時期までに間に合うように交渉を進めてまいりたい、かように考えております。

また、日米残存輸入制限品目についてでございますが、これは御承知のようにわが国としては輸出、いわゆる対外経済摩擦の解消というものはわが国の大きな課題でございますので、これを解消するということは当然進めなきゃならない問題でございます、そのために、何回もお話し申し上げておりますけれども、昨年の暮れに経済

対策閣僚会議を開いて五項目にわたる対外経済対策を決めまして、それを基本にしてこれまで対策を進めてまいっておりまして、その間に第一弾としていわゆる関税率の前倒しあるいは非関税障壁の緩和等を進めてまいりまして、これをやはりアメリカ、ＥＣに政府の機関あるいは民間機関を通じて極力説明をして理解をいただいてまいったのでございます。ところが、その後、江崎ミッシェンあるいは櫻内外務大臣の訪米等によりまして、アメリカはなかなか厳しい要求をいたしておるわけでございます。そういうような関係もございまして、やはり内閣としては第二弾の対策を考えなければならぬのじゃないだろうか、こういう状況にあるわけでございます。

その間に、三月九日、十日に日米の貿易小委員会が開かれまして、そこでは牛肉、柑橘については一九八三年までは合意されておりますけれども、四年以降の協議についてはことしの十月中に日米の適当な時期に話し合いを進めましょうという合意をいただいております。その他の品目については作業部会で話を進めましょうと、しかも作業部会というのはあくまでもこれは双方の思い切った話をするにいたしましたしようと、私の方も積極的な意見もいたしますので、どうかひとつ感情的にならぬようにしていただきたいということで作業部会を始めたのでございますが、十二、十三日この作業部会が開かれまして、その結果、アメリカは非常に強い姿勢で、もう完全自由化でな

ければならない、もはや作業部会は開く必要ない、したがっていましてガット二十二条の協議に移さざるを得ませんと、しかもアメリカとしては、この二十二条の協議というのは二国間の一般的な協議であるから対決ではございませんよということになりまして、そのまま作業部会というのは終わってしまいました。

その後、何か電話か電報でアメリカから一つのかえり方が出てきております。それは六品目を何とかして緩和できぬかというお話もございましたけれども、しかればその六品目のある程度話し合ひ

をすることによつて完全自由化というのは一体どうなるんですかと言つたら、完全自由化はそれは崩すわけにまいらないということでございますので、わが国としてはあくまでも完全自由化で、しかもガット二十二条の協議によるということでございますから、その二十二条の協議のアメリカからの対応を待っているというのが実態でございますので、したがひましていま第二弾と言われる対策とその関係は一体どうなるのかということが新聞紙上でいろいろにきわしてありますけれども、私はこのことは、もうすでに農産物については協議が始められていゝるものでございますから、他の品目と違ふ、私はこう思いますので、この第二弾の策定に当たつてはこれはなじまないもの、こう思ひまして、私は、除外という意味じゃなく、なじまないからこれはそのままにしておいて農林水産省にお任せ願ひたいということ、いまそういう考えでおるわけでござひまして、今後アメリカのいわゆる出方あるいはアメリカの態度によつて私たちは改めてこの問題は考えよう、こういう考え方でおるのでござひまして、私たちとしてはあくまでも、これまでも申し上げておりましたように、残存輸入制限品目二十二品目については農林水産関係の基幹をなすものであり、重要な品目でござひますので、これは緩和するわけにもいかぬので、撤廃するわけにもいかなひという態度をただひいまもつておりますし、今後もとりたい、かように考えております。

○坂倉藤吉君 きょうの本題ではありませんから、いまの大臣の御見解、特にアメリカとの関係についてはいま述べられたような方針が途中で、違ふところで解決に向かわれるとか、そういうことのないように、ぜひひとつ監視とそれからそのための努力をお願いをしておきたいと思ひます。改めてまたその問題についての議論をする場合は与えられるというふうに通つておりますので、それに譲りたいと思ひます。

さてそこで、この法案の中身に入つていきたいと思ふんですが、これは大臣の本年度の所信の中

にもありましたけれども、今日の漁業を取り巻く環境というのは、要約をいたしますと、二百海里時代の到来、それから燃油価格の高騰、それからもう一つは魚価の低迷、――これは魚種によって魚価の低迷の問題はいろいろとございますけれども、一応この三つが取り巻く環境としての大変悪条件の柱になっている、これは御指摘のとおりでありまして、したがってその柱を考へていきますと、いわゆる水産政策というのはそれを切り離して解決をするのではなくて、この三つの柱についての総合的な観点からすべての政策というものがそこに集中的に総合的に展開をされていかなければいかぬだろう、それ以外にこの悪条件を乗り切っていくという方策はないんじゃないのかというふうに考えるわけであります。

ところが、具体的に水産政策を見ておりますと、まだまだ総合的というふうに、意識は私は統一されていると思うんですが、実際の施策というのはそれが具体的にそう整理をされていないというふうな感じを率直に言つて持つわけであります。

そこで、大臣の基本的な物の考え方あるいは現状の水産政策の中での物の見方、こうしたところをひとつ御所見を伺つておきたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま御指摘のように、いわゆる二百海里規制の強化あるいは燃油価格の高騰、さらに魚価の低迷、加えて水産物の需要の低迷等があるわけでございまして、非常に厳しい状況にあるわけでございます。したがいまして、わが国の漁業の振興を図るためにはまず総合的に対策を進めてまいらなければならないと思つたのでございますが、何さま新しい秩序に対して対策をいま進めている段階でございますので、その総合的な進め方というものはある程度おくれを来している関係もございしますけれども、私たちがいたしましてはあくまでもいわゆる漁業生産の再編成を図るということが第一でございますが、それとやはり省エネルギーの推進を図りまして、それで

経営の合理化をまず図るということが第一でござ
います。そのためには、それぞれの対策をいま進
めておるわけでございます。

それからもう一つは、やはり栽培漁業あるいは
沿岸漁業の整備を図ると。いわゆるつくり育てる
漁業というものを積極的に進めなけりやいかぬ。
幸いにして、わが国の沿岸水域は水産資源の豊富
な日本列島でございますので、こういう点を大い
に活用するということが必要だと思ふのでござい
ます。さらに、そのための拠点としての漁港の整
備というものを思い切つて進めなけりやならない
だろう。さらに、いま日ソサケ・マスに見られる
ように、漁業外交というのを思い切つて進めなき
やいかぬと思ふのでございます。私はいまもこのの
漁業外交については、最近、日ソ間はもちろん、
日米間あるいはまた韓国あるいは北朝鮮、それか
らインドネシアですね、すべて大変な問題を抱え
ているわけでございまして、特に捕鯨の問題等につ
いては大変な問題を抱えているわけでございま
すので、もちろん外交ルートによることも必要で
ございまずけれども、農林水産省としても独自の

漁業外交というものを進めてまいらなければなら
ないということを痛切に感ずるものでございます
から、こういう点に思い切った力を入れて、そし
て新しい資源、あるいは新しい漁場の確保に努力
をしてまいりたいと考えております。また、流通
だとか加工の合理化を図りまして、同時にやは
り水産物の価格の安定を図る。さらに消費者に
対して水産物の普及だとか、あるいは啓蒙をいた
しまして、消費の拡大、需要の拡大というもの
に思ひ切った力を入れてまいらなければならな
いのでございます。これをばらばらにやっては
いけませんので、これを総合的に、早い機会に
新しい秩序に合うような形をつくり上げなけ
ればならない、つくっていかねばならないとい
うように考えておるのでございますので、どう
かひとつ御理解をいただきたいと思うのでござ
います。

○坂倉藤吾君　考え方に對しましては異論はな

い。ただ、そういう観点から今日の政策、制度等を検討いたしていきますと、あながちそういう考え方にびたっと一致をしない部分が非常に多い。これは私は少し問題だと思ひます。それは単に農林水産省だけで実現ができていくものではない、関係の省庁も協力をしないと成り立っていない、こういうこともございしますので、ぜひそういう意味合いで、視点をそこに据えながら、もう一遍各制度についてのひとつ点検を早急にやっていたきたい、こういうふうな思ひです。これはまあ次に本委員会に付託、審議をされます漁特とも関係がいたしまして、私は大変問題のところだろうというふうな思ひでございまして、ぜひひとつお願いをしたいと思います。

そこで、わが国の漁業を行つております実態といひますか、経営の体質、これから見ていきますと、中小の経営体は今日も依然として主流をなしている、これはもう変わりありませんでせうね。そうなりますと、その漁業の中核でありまして中小をいかに体質的に強化をするかということがやはり第一の課題でなければならぬ。そういう意味からいひまして、きょう論議をいたしてございしますこの漁業の制度も、この中小のいわゆる経営の安定といふことにきわめて大きなウェイトが置かれて今日まで推移をしてきています。したがって、この中小の経営体は安定感を与えていくんだということ、これは、これからは続けていかなければならぬというふうな思ひが、そのことについては大臣は御議論はないんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 御指摘のように、わが国の漁業生産の大半は中小漁業の経営によつて賄われておるわけでございします。したがって、わが国漁業の今後の発展のためには中小漁業を育成する、こういうことが至上命令となる、こう考へておるわけでございします。このために、政府といたしましては沿岸漁業とか、あるいは中小漁業の振興を図る観点から、沿岸漁業構造改善あるいは中小漁業構造改善事業の推進を図つてきたところでありますし、またオイルショック等におきま

しても中小漁業経営の不振に対応するために各種の融資措置を講じまして、中小漁業の経営の安定のために資してきた、こう理解しているわけでございします。今後とも中小漁業の経営の安定、改善のためにいろいろの措置を講ずるほか、今回お願ひしております漁業災害補償制度の改正もその一環である、こう考へているわけでございします。しかし、漁業災害補償制度だけでは、漁業経営の安定が図られると、こういうわけではございしませんので、これ以外、ただいま大臣も御答弁申し上げましたように、燃料価格の変動に強い漁業経営体をつくる意味から、省エネルギーの推進と、あるいは漁業生産者団体による自主的かつ計画的な生産構造を再編成する、こういうような経営対策を講ずることを現在図つていられるわけでございします。

このほか、栽培漁業の振興、あるいは沿岸にります沿岸漁場の整備開発等、つくり育てる漁業の振興、あるいは漁港、漁村生活環境の整備、水産物の流通、加工の合理化、消費の拡大の推進とか、あるいは漁業外交の展開による海外漁場の確保、こういう各般の施策を講じまして、中小漁業の育成に努めてまいりたい、こう考へておるわけでございします。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま答弁されたのに尽きるわけでございしますけれども、御承知のように、この漁業共済事業は昭和三十九年に制度発足以来、不慮の損害を受けた中小漁業者に対して一千億円ほど共済金が支払われておるわけでございまして、それなりに中小企業の安定に大きな役割を果たしたと、こう思ひます。今回、加入の拡大をいたすというところが法案の重点事項の一つでございしますから、そういう点から言ひますと、さらに中小企業の経営に大きな貢献をするのじやないだろうか。これまで以上に、私は中小企業の安定に大きな貢献をするものと、かように考へておるのでございしますので、御理解をいたしたいと思ひます。

○坂倉藤吉君 そこで、これは具体的にになります

が、確かに中小の強化のために一定の役割りを果たしてきた、これは私もそのとおりだと確信をしたいと思います。

ところが、それを裏書きをしていくのには、具体的にどれだけ喜んでこの制度の中に参加をしてきておるのかという立場からいひますと、やはり加入率の問題が一つあります。この加入率の問題からいひますと、具体的にはやはりサンマの樺受け網、あるいはサケ・マス流し網、これが中心になりまして、これを除いてしまひますと、ほとんど中小漁業者の加入が少くない、こういうふうな指摘をせざるを得ないわけです。片方では貢献をしているけれども、貢献をしてきた割には、特定のところ以外は参加をしていない、こうなりますと、これはやはり加入者がこの法の恩恵をこうむるわけであります、加入してない限りはその恩恵に浴さないという制度でありますから、やはりどこかに矛盾があるというふうな言わざるを得ません。したがって、そのところをどういうふうな評価をしておるのかというのが第一の問題点であります。

それから、もう一点は、貢献をしてきたけれども、片方では漁獲連が五十五年までの赤字百四十億、五十六年にはなりましておおむね百七十億程度になるのではないのかというふうに推定をされるわけであります、こういう事態というのは、結果的に見てこの制度の中にいわゆる欠陥というものがあるんじゃないのか。今回のこの改正というものはそういうところを重点的に解消していかないと制度の改正の価値がないというふうになると思ひますね。加入率をどういうふうにするかといふことは私は承知の上でいま御質問を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 漁業共済事業は昭和三十九年に発足したわけでございしますが、それ以降、不慮の災害を受けた漁業者に対して千億円を超え共済金を支払った、こういうことはただいま大臣が御答弁申し上げたとおりでございします。

この間におきましては、漁業者の経営安定に大きな役割りを果たしてきたと、こう考へておるわけでございします。これからいひますと、遠洋漁業がなくなりつつある現在でせうね、これから期待されている中小漁業の経営安定のためにも本制度を充実強化させる必要がある、こう考へるわけでございします。

しかしながら、本制度は共済制度の枠内と、こういう考え方がある関係で、あらゆる経営上の問題を全部この制度でカバーするわけにはまいらないと、こういうことでございします。したがって、経営安定のためには今後とも本制度の充実に努めることは当然でございしますし、先ほど先生御指摘のように、加入率を高めたしまして、あまねく漁業者がこの制度の恩恵に浴するような方策をとる、これも当然必要だと考へていられるわけでございします。

で、このほか先ほど申しましたように、経営の安定のためには省エネルギー化の推進、生産構造の再編成と、こういう問題も強力に進めていく必要がある、こう考へております。

なお、百四十八億の赤字が生じたことにつきましてはいろいろ批判があると思ひます。で、制度上の欠陥等につきましては当然反省すべきものは反省すべきである、こう考へておるわけでございします。

しかし、御承知のとおり、共済事業は過去の被害発生にデータに基づきまして、収支が均衡するように設計されている、こういう考え方のもとに料率が設計されるわけでございします。したがって、料率設計時におきまして想定された確率以上に損害が発生した場合、たとえば漁獲量の減少があるとか、魚価の変動であるとか、魚病が発生したと、こういうような場合には当然のことながら赤字が発生せざるを得ない、こういうような弱い要因もあるわけでございします。それで、こういう意味から制度改善を今回試みまして、これらの発生要因に対しましても、できるだけ抵抗要因を大きくすると、こういうことでございします。

で、具体的に申し上げますと、継続契約方式をとりまして共済限度額が大幅に変動しないようにするような措置を設けるとか、あるいは魚価の乱高下が補償水準にそのままだね返らないような方式にする、あるいは魚病の損害等につきましては、そんなないたぐ被害をこうむらないような方向をとると、こういうようなことでございます。

で、反面、設計以上に共済事故が発生したことにつきましては、危険の少ない漁業者が必ずしも十分入らなかったと、こういうことも反省されるわけでございます。したがって、今回の改正におきまして、危険の少ない優良の漁業者が加入できやすいようにするような方法を講ずるわけでございます。

具体的に申し上げますと、契約締結要件の緩和であるとか、あるいは義務加入対象範囲の拡大と、こういうものを行うほか、先ほど申しました継続契約方式を新設いたしました、危険の少ない加入者にも安い掛金で入ってもらおうと、こういうような方法をとりますと、本制度を充実させたいと、こう考えておるわけでございます。

○坂倉善吉君 大分問題があるんですがね、まあ述べられておることが私はすべて間違いないと思えますね。一つの枠組みの中で運営をしていくわけですが、ところが、いままでの実績等を眺めておきますと、制度が大切だから、制度はそれはいままで運営ができていくようにしなければならぬ、これはまあ当然の話。しかし、制度を守るがゆえに、結果的にその制度の目的とする漁業の経営の安定という立場は一体どうなるのか、この辺がやはり一つの矛盾点としまして、どちらに力点が置かれるのか、これを疑問視せざるを得ないんです。この制度というのは、私は正直申し上げて政策制度でありまして、そこには政治的色彩合い、このことが多分に盛り込まれていくのが当然の話で、その割に切りがなかなかない、きつてない。これは冒頭大臣からも説明をいただきましたように、いま漁業環境を取り巻く条件というのはきわめて厳しい、厳しいということを言い、その

中で耐えていくような経営体はどう安定をさせていくのかというのが制度の目的である。その一端として、これは全部じゃなくてその一端としての漁業制度が発足をし、今日まで運営をしてきた。ところが、発足をさせた制度を維持するがために若干御しんぼういただかなきゃならぬ分野といふものが今日拡大をしてくるんじゃないのか。このところを、私は政策制度であるとするならば、もう少し割り切りをきつちりすべきじゃないのか、いわゆる性格づけの問題としましてね。ここに一点の疑問を挟まざるを得ない。しかも今日の状況の中で、何か災害救済制度であつてみたり、あるいは経営安定政策であつてみたり、この性格は一体どうなっているんだらうかというところがある。あんなにいいものとしていてる感じを受けるんであります。その辺は一体どうなんでしょうか、きちっとひとつ位置づけをしてもらいたい。

○政府委員(山内静夫君) ただいまの質問非常にむずかしいわけでございますが、漁業災害補償制度は漁船損害補償制度とともに沿岸漁業等振興法第三条第一項に掲げられております。この講すべき施策のうち、「災害による損失の合理的な補てん等によって、再生産の阻害の防止及び経営の安定を図る」と、こういう規定を実現するための施策であるわけでございます。

このように、災害補償制度は災害対策として位置づけられておりますが、気象や海況の異変と、こういう自然災害ばかりでなく、資源の豊凶とか価額の変動、突発的な魚病等を含む相当広範囲な事態に対応できるように仕組まれているわけでございます。

さらに、本制度の目的は漁業災害補償法第一条にも見られますように、中小漁業者の経営の安定であり、本制度は広義の経営対策の一環をなすもので、こういう考え方もあるわけでございます。非常にむずかしいわけでございますが、いずれにしても、漁業災害補償制度だけでは漁業経営の安定、こういうすべての目的を果たすことができない

ことは事実でございますから、先ほど申し上げましたように、今後とも漁業生産構造の再編成であるとか、省エネルギー化の推進等、漁業経営対策とかあるいは魚価対策、魚病対策等、各般の水産施策を適切に講じまして漁業経営の安定に努めてまいりたい、こう考えているわけでございます。

○坂倉善吉君 まあ、おおい質問をしていきますから、解明をいただかなきゃならぬんですが、いまの答弁では、私の質問には少し答えられていないのでしてね、具体的に聞いていきたいと思いますが、まず、加入率の点から入っていきますと、五十五年度で漁獲共済は二・三・八、それから養殖共済では三・六・二、漁具共済では七・三、非常に給付的に低いわけですね。本制度が発足をしましたのは、お話をございましたように三十九年度から、十七年を経過をしている。それから、三十二年の試験実施から数えますと、まさに二十四年間の長きに達しておるんですね。それだけの長期間にわたってきているわけですね。その間に漁業を取り巻く環境というのは非常に大きな変動を来していますね。そのことは事実です。

しかし、その間に四十二年、四十九年、二回の改正期があったわけでありまして、私はそういう二度の法改正も行っているという状況から考えてみますと、なぜ基本になるべきこの加入率が低かったんだらうか、このところに大きなメスが必要ではないのか、このところをどうにかという点であります。しかも、その名称は補償法なんです。保険じゃない、補償法。ところが、中身は共済がたまたまになっている。ここに非常に私は基本的な矛盾をもとと抱えておるというふうに思っています。

この共済あるいは保険制度というのは、これはやはりお互いが、加入者が責任を持ち合って、危険率も眺めて経営のできるようにというのが経営の原点になっている。先ほど私が質問いたしましたように、これは補償法という立場で精神を貫いていくとするならば、今日とっておる共済制度に

私はもっと補償的な色合いといふものがきちっと加わってこなければならぬだろうし、それに取扱う内容といふものが充実をされていかなければならぬ、そのことが加わって初めて政策的な価値といふものが増加をし、そして加入者もふえてくる、こういうことに道筋がつながってくるというふうに思っています。そうしますと、今日までの制度の中で一番問題点といふのは何かというと、加入対象になる人がその政策的な価値、この制度の価値といふものについて価値観が薄かったというふうに総括的には言えるんじゃないのか。この価値観を強くしていくというのがこの制度の中の今日の一番大きな中心点でなければならぬ、こういうふうには私は理解をするんですが、この考え方というのは間違いないでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 御指摘のとおり、漁業共済事業の加入率が低かったと、こういうことは、この制度につきましてもさまざまな今日の結果いろいろ赤字等の問題がそういうことによつて発生したと、こういう御理解に立つてもある程度の事実であろうと、こう考えておるわけでございます。加入率の低いことにつきまして、今後ともわれわれは力を入れなければならぬわけでございますが、加入率につきましては、それは言っても制度発足当時と比べて徐々に向止している、これもまた事実でございます。ことに、昭和四十九年に義務加入制度を導入して以降はかなり伸長してきている、これは数字的にあらわれているわけでございます。しかし、一部の漁業種類を除きまして、先生御指摘のように給付的には非常にまだ低い水準にございまして、漁獲共済では二・三・八、養殖共済では三・六・二、この程度しかないわけでございます。われわれといたしまして、なぜ加入率が低いのか、こういう問題を反省しましたときに、一番初めといたしまして、損害認定を適切に行うために漁業協同組合による共販体制が必要であるわけでございますが、共販体制が整っていない地域があり、これが共済加入ができません、こういう事情が第一点でございます。

それから第二番目といたしまして、共済契約締結要件を満たすことができない場合があると、こういうことでございます。これは後ほど御説明したいと思ひます。三は、漁業者ごとに危険の発生に程度に差があるために、比較的危険の程度の低いと見込まれる漁業者が共済加入への意欲が非常に乏しいと、こういうことでございます。したがって、これら三つを中心といたしまして、どういふぐあいに制度改正をいたしまして加入率を増進させるか、これが非常に急務になるわけでございます。

今回、当然のことながら、引き続きまして漁業協同組合の育成強化対策を図りまして、漁業協同組合の共販体制をつくりまして漁業制度の素地をつくっていくと、これは当然のことながら漁業制度の仕組みにつきましても、今回、共済契約締結要件のうち緩和すべきものとしては、第二号漁業共済の日数要件の緩和等を図りまして、共済技術上必要に応じて緩和できるものは緩和すると、こういうことでございます。

第二番目といたしまして、共済事故となる確率が低いもの、こういうものにつきましては、危険の程度に応じて低い掛金率で加入できる道を開く。具体的に申しますと、継続申込特約制度の創設であるとか、常習被害についての支払い方法の改正、こういうものを講じまして、安い掛金率で多くの人が入っていただく、こういうような方法をとりまして加入の促進を図ってまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 考え方が根本的に間違っているとは言いませんけれども、私は、なぜかというのはいささか魅力があるかないかが単刀直入に受けとめられる第一の要件だと思ふんですね。したがって、先ほどの説明の中にもありましたように、危険発生の程度が少ないと思うところはこれは加入が低い。これはあたりまえの話でありまして、あたりまえのことをあたりまえでないようなかっこうにして加入促進しようと思つたってこれはそうはいきませんわね。やはり物事は常識で進んでい

くわけでありまして、入っていることが自分自身の安定につながっていくのか、ここが根本だと思ふんですね。そのところをきちっと見きわめないうことは私は制度は生きてこないというふうに思ひます。それを余りに事務的に取り扱いし過ぎているんじゃないのか。そのところを余り触れると政府の方の負担が大きくなるから、余りそこへは触れないで何とかしていこうという考え方が根底に流れているように思ひますね。どうしても納得がそのところがないんです、基本的に申し上げましてね。

それで、今回のこの改正をしたときに加入率というのはいささかどういふふうになるんですか。この計画、たとえば何年次には大体どれぐらいまでいけるという話は当然お持ちだろうと思ふんですが、この辺は一体どうなっておりますか。さらに、いま説明の中に、共販体制が整っていない地域があると、こう言うんですが、確かに今日のこの系統の末端の組織を眺めてみれば、この制度とどこかがありますね。しかしこれは、この制度発足の当時からやっぱ課題になっておったはずでありますね。それでは、その末端のこの組織をどう強化していくのか、その強化の方針というのはいささか今日まで生かされてきたんだろうか、こういうふうな考えがいきますと、これは冒頭申し上げました総合的の一番基本にかかわる部分なんです。このところなんかがどうも余り進んでいない。これが大いに関連を起している話になってくると思ふんですね。これもかつて私自身がこの委員会の中で議論をした経過を踏まえておられますが、じゃ共販体制強化のために一体どうあるべきなのかというところが柱として具体的に相談をされて、こうすればいいかというふうに答えておるんでしょいか。私は、余り今日までは答えていないというふうな見解をとらざるを得ぬのです。その辺も含めて、同時にまた当面のこの計画年次と加入の引き上げ目標、達成目標、この辺についてひとつ御説明いただけますか。

○政府委員(山内静夫君) 加入率の向上は、今回お願いしております制度的な手当てとともに、漁業共済団体の加入推進努力、こういうものをまっとう達成できるものであるわけでございます。水産庁でも、予算の積算を行う意味から、今度の制度改正の効果を試算しまして、平常年度におきまして一〇〇％と、こういう程度の加入率の増え込んでいるわけでございます。今後は漁業団体と相談しながら加入目標等を具体的な地についたものとするわけでございますが、現在のところ漁業共済団体の間では三カ年計画をもつて一応本年度終了するような計画におきまして、第二号漁業につきましては共済推進の対象となる約九百漁協につきまして今年度末までに加入を七〇％までに持つてまいり、こう考えているわけでございます。今回の制度改正は本年十月以降と、こういうことを予定しておりますので、それ以降契約する者から適用する予定である関係で、実質的な新制度の効果があると思われるのは来年度以降である、こう考えているわけでございます。漁業共済団体でも来年度以降の三カ年計画、また新たな三カ年計画を立てるわけでございまして、今度の新しい制度改正を踏まえまして新しい加入目標を設定して加入の増進に努めていく、こういう考え方が聞いているわけでございます。わが方も漁業団体と協力いたしましてできるだけバックアップするような方向で努力してまいりたいと、こう考えておるわけでございます。漁協の共販体制の推進等につきまして、過去これはいろいろ問題があったところでございます。弱小漁協が非常に多いところからなかなか経済事業の単位としての漁協が成立しない、こういうことから、合併助成につきましてもさまざまな法律をお願いいたしましていろいろ推進を図ってきたところでございます。で、現在までのところ合併件数が百数十件、こういう数字がございまして、合併参加組合数が四百余り、こういう数字になっておりますが、先生御案内のようにこれで十分と、こういうわけではございません。事業規模等から見ますと農業等に比べまして半分にも満たない、あるいは三分の一、こういう程度でござい

まして、胸を張って共販体制がすべて十分であると、こういうふうにはいかないことは現実でございます。わが方といたしましては、合併助成以外に経営規模の非常に零細な漁協等の整備計画等につきまして検討、相談しながらできるだけ整備強化を図るような方向に持っていくとともに、現在におきましても国際規制等によって経営が不振になっている漁協等の欠損金等につきましては、金利の軽減等を図りまして漁協の内容をよくする、こういうような運動を展開しているところでございます。今後とも漁協の共販体制の確立につきましては、全漁連あるいは関係県ともよく相談しながらできるだけの努力を払っていききたい、こう考えているわけでございます。

○坂倉藤吉君 この加入促進でいまちょっと気がかかったのは、漁業団体が目標を立てるのでそれを農水省はバックアップするんだということですね。バックアップだけでいいんだというかね。もちろん自主的に前進をしていく漁業団体の努力というのは当然の話でございまして、農水省自体も私はきちっとその辺についての目標設定、そして推進をしていく計画、これは自前のものとして私はやっぱり確立をしてもらわなければいかぬのじゃないかと思ひます。漁業団体にそれを任し切りで、自主的に決めたものをバックアップしますよという姿勢じゃこれまた物足らぬ話になるわけであります、ぜひその辺は再検討してもらいたい、姿勢の問題としましてやってもらいたいと思ひます。

〔委員長退席、理事宮田朝朗君着席〕それからこの末端の組織の強化の問題は、これは漁業関係というのは昔からの長い歴史の中でつくられてきたものでありますから、大変合併と言いましてもむずかしい課題が山積をしていることは百も承知であります。しかし、その体質がきちっと分析をされるだけにもう少し細かい対応というのが必要なんではないのかということがこれまた次の問題点である。それからもう一つは、この制度がやはり中小に本当に生かされて

いくということになりますと、その体質改善とあわせてきちとしたそれぞれの個々の経営が直ちに参画の出来るような制度にまで制度自体を検討する必要があるんじゃないのか、これが三つ目の問題。そして私は、これは直ちに回答をもうというふうな気持ちはありませんけれども、少なくとも今日の漁業を取り巻く環境の中では私は業種別にこの共済の制度を生かしていくというののも一つの方法ではありますけれども、むしろそれこそ総合的に一定の水準のものは漁業関係者、漁業で生きていく者、こういう人については、総合的な一つの共済という制度があって、それにさらに魚種別のいわゆる特徴点というものを生かしていくような制度に根本的に私は検討をしてみる必要があるんじゃないのか。これは危険分散の立場からいきましたも、その業種だけに特定をするから、その業種に集中的にかぶさってくる一つの条件をこれは危険分散できないんですね。だから、むしろ漁業に従事をする人々が、すべてのものについて、何をやっておろうと漁業という大きな枠組みの中でお互いが補償し合っている、危険分散をしていく、こういう発想に私は基本的にもう一遍立つて検討をする必要があるんじゃないのか、このことを指摘しておきたいと思う。いま直ちにその制度で足りやならぬというふうに主張いたしません、私は、検討の素材としてぜひそれをやっていかないといかぬんじゃないのかというふうに申し上げておきたいというふうに思いますね。その方向の検討はよろしゅうございますか、一遍答弁もらっておきましょうか。

○政府委員(山内静夫君) ただいま非常に貴重な御意見を伺ったわけでございます。今後いろいろ漁業制度等を検討する場合におきまして、ただいまの御意見は参考にしてぜひ検討の材料にいたしたいと、こう思っております。

○坂倉善吉君 大臣、よろしいですか。
○国務大臣(田澤吉郎君) 確かにこの漁業制度、共済制度全体の問題でございしますが、これはやはり保険制度でもございしますので、この範囲が加入

者の多いほどそれだけこの制度が安定するわけでございますから、ただいまの御指摘は確かに貴重な課題だと思っておりますので、そういう点は今後も検討してまいりたいと思っております。

ただ、先ほど来いろいろ御議論のございますように、この漁業制度は、一つは災害の問題、一つはやはり経営の安定という問題、この二つ抱えている共済制度というのはこの制度だけなんです。農業共済などはこういうことはございせんので、私は新しい共済制度だと思っております。それだけに問題はたくさんあります。

それから財政の面でも非常に大きい問題を抱えております。たとえば省エネルギー対策だとか二百海里規制等になりますと、その経営の問題と二百海里規制という大きな政策問題と一体どういうように絡ましてこの共済制度を生かすかというふうな問題などは大きな課題だと思っております。ですから、こういう点を含めて私は今後、この制度は非常にすばらしい制度だと思っておりますので育てていきたいと、かように考えております。

○坂倉善吉君 じゃ、次に移っていきなさいと思うんですが、この制度の中心になっております、いわゆる実質的に中心になっている漁獲共済ですね、これは二百海里時代に入つたというのはこれは明確に今日まで来ているんですね、一つの柱になつております。

そうなりますと、この漁獲共済の中で二百海里時代に入つたいわゆる五十二年から五十四年、この三年間を仮にとつてまいりますと、支払い額というのは、ちょっとこれは漁業団体の方と政府の区分の仕方が違つていますから問題があるんですが、総額では三百六十二億、これは間違いないですね。そのあとこの支払い要因をそれによつて分析をしていきますと、不漁が四一%、それから不漁と魚価安、これが三五%、それから二百海里規制による影響と思われるものが一二%、単に魚価安が一二%、これは漁獲側の仕分けであります。政府の方はこの二百海里の問題は実は避けて

通つておつて、不漁によるもの、魚価安によるもの、不漁・魚価安によるものの三分だけなんです。

ここで、この漁獲側の資料との突き合わせをしてまいりますと、二百海里がそれぞれの立場に分散をされて仕分けられておるような気がするんです。これは私は、二百海里が一つの漁業環境を取り巻く非常に大きな影響を受けて、特に日ソ間なんかは絶えず問題になっているわけでありまして、まさにこれは経営者そのものの問題ではなくて、国際的な課題の問題ですね。

〔理事宮田輝君退席、委員長着席〕

そうなりますと、これを共済の制度の中で取り扱っていること自体がきつめて問題だという意識の中から申し上げておるんですけれども、この辺の考え方というのは一体どういうことになりましょうか。たとえば省の方でお出しただいておりますのは、同じ五十二年から五十四年までに、不漁によるものが百六十四億九千万で、さかになつておるわけですね。そして、総体の四五・五%を占めておる。それから魚価安によるものが五十三億七千万で、約一四・八%、それから不漁・魚価安によるものが百四十三億八千万、これが三九・七%、こういうことになっているわけですね。

これずつと調べてまいりますと、たとえば先ほど私が漁獲側で申し上げたような数字に引き直していくというふうにいたしますと、ちょうど差額でいきまして、不漁によるものの中で十六億三千万、それから魚価安によるものの中で十七億、これらがいわゆる二百海里に影響されたと思われる数字に匹敵することになるわけでありまして、この辺の区分というのは、私は二百海里が一つの柱になっている限り、明確にした方がいいと思うんですが、いかがなものでしょう。

○政府委員(山内静夫君) 漁獲共済は、御案内のように、漁期全体を通じて漁獲金額の総額が補償水準を下回つた場合に共済事故としてその差額を補てんする、こういう仕組みであるわけでございます。

ございます。したがって、この間には漁獲高を増加または減少させる多くの原因が非常に複合的に重なり合つていろいろな結果を生じさせている、こういうことでございまして、共済金の支払いを要因別に分類する、こういうことはなかなか困難な作業であるわけでございます。

漁獲高の区分につきましてはいろいろの観点があると思いますが、ある観点に基づきまして、先生御指摘のような数字が挙がっている、こう考えているわけでございます。

私の方から漁獲連の資料等につきまして二、三御説明を加えますと、漁獲連の資料にあります二百海里規制の影響による支払いは、太平洋サケ・マス流し網漁業についての共済金の全部と、沖合イカ釣り、日本海サケ・マス流し網、サケ・マスはえ縄漁業についての共済金の二分の一を仮に計上して合計したわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、魚価の変動と二百海里の規制、これがどういう絡み合いになるのか、こういうことが非常にむずかしい問題でございまして、あわせて資源量の減少であるとか、あるいは回避不順等の複合的な問題も出ておりまして、一概にこれがすべての要因だとなかなか決めつけるわけにはいかない、こう考えているわけでございます。

われわれといたしまして、国際規制等を人為的なものと仮に呼ぶといたしますと、自然的なものとういうぐあいに分けたらよろしいか、こういうことを悩むわけでございしますが、なかなか先ほど申したように漁獲金額を増加あるいは減少させる要因は非常に複合的にありまして一概には言えない、こういうことが事実でございまして、したがって、漁獲金額に減少を及ぼす個々の原因等をはつきり区分することは非常に困難である、こう考えておるわけでございます。しかし、漁獲共済の事業運営の健全性を確保する上では適切な引き受けを行う、これは必要であるわけでございします。仮に外国の二百海里規制が実施された場合、その中の一つとして操業区域が全くなくなった、

者の要件となる日数につきましては「漁業を営む日数」こう書いてあるわけでございますが、水協法上では「漁業を営み又はこれに従事する日数」と、従事者も組合員資格として認めている関係で両者が必ずしも一致した概念ではないと、こういうことから九十日から百二十日と、こういう規定にしたわけでございます。

○坂倉藤吾君 そのことで余り論議をしようとは思いませんけれども、しかし問題はたとえ今日の漁業所得を眺めていきますと、これは漁業所得だけで生活が維持できる分野というのは非常に狭まってきていることは事実なんです。したがって、漁業所得ということでそれできちっと一家安定をしていくことができれば私はもっと分野というのには明確になつてくると思うんですね。そこがないから遊漁云々というような話にもつれてきておるわけでありましてね、したがって、それでもつて私はこのところを区分けをすることはいいかなものかなと、率直に言つてあるんです。だからこれはとりわけて問題の提起にとどめておきまされども、私は今日のやつぱり状況から眺めてみまして、枠組みをそれぞれの地域によつて判断ができる、いまお話にもありましたように、Aというところは百日にした、Bというところは百二十日にした、Cというところは九十日にしたというふうになつて隣り合わせのところあたりでもつて区分けが違つてまいりますと、そのことにおけるむしろ混乱の方が出るんじゃないのかという気がするわけであります。ぜひその辺の整理ができるようにきちつと指導していただきたいと思います。

それから次に、義務加入の範囲の拡大といわゆる国庫における掛金補助率の関係を少しお聞きをしておきたいと思うんですが、いわゆる三号漁業で十トン未満と十トンから二十トンまで、これは義務加入のところでは一〇%、それから連合加入では五%、今日でも差異があるわけですね。この差というのはどういう根拠でこの一〇%あるいは五%出てきたんだらうか、このところはよくち

よつと理解ができないわけがあります。

それから、今回また二十トンから百トンまでが義務加入の対象範囲の中に組み入れられることになつていられるわけでありまして、したがってこれを現行の制度で眺めていきますと、全数加入の場合には二十トンから五十トンが四〇%、五十トンから百トンが三〇%。ここにも一〇%今日の制度改正の中で差がありますし、それから、今回の制度改正から言えば二十トンから百トンまで、これ通していくのかどうなのか、この辺のところもありまして、しかし、基本的には私はこれは六〇%の掛金保証というのが最低のところを保証されているわけでありまして、むしろこれは統一をして全部六〇%にしてはどうなのかというふうに思うんですが、その辺についての考え方をひとつ明らかにしていただきたい。

それから、大型定置と小型定置、これも大型の場合には四〇%、小型の場合には六〇%と、こういうふうになつていられるわけでありまして、これは中小を育成するという立場で小の方は補助率を高くしたという考え方というのとはからぬではないですが、今日大型定置と小型定置にそれほどの差があるんだらうか、現実的な対応をしまして、私どもの地方の大型と小型とを比較をしてみましても、私はその辺の補助率を変える必要はむしろないんじゃないかというふうなふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(山内静夫君) 国の共済掛金に対する補助というものは、小規模な漁業者の負担を軽減し、あわせて加入の奨励を図る見地から行われていられるわけでございます。したがって、採貝採藻、二号漁業等小規模漁業ほど補助率を高くいたしまして、三号漁業等トン数階層の大きいものや大型定置では補助率を低くしている、こういう現実であるわけでございます。義務加入の場合では、共済加入の義務づけによる漁業者の共済掛金の負担をやわらげて加入の促進を図ると、こういう見地から義務加入者に対しては他の補助対象者よりも国庫補助を手厚くしておる、これも現

実であるわけでございます。この場合におきましても、一般の補助の場合と同様に、小規模な方ほど補助率を高くしている、こうなつていられるわけでございます。大型定置、小型定置につきましても同様の考え方でございます。先生の地区の大型、小型定置等につきましてもその差はないと、こういうことも事実かもしれません、一応制度的には大型定置と小型定置等につきましてもいろいろの制度の仕分けがございまして、現実的にはかなりの差のあるところも結構あると、こういう意味から、小型に手厚く、大型には比較的薄く、こういう考え方を、先ほど申し上げたとおりの考え方とつていられるわけでございます。

○坂倉藤吾君 そういふことになりましたと、私はもう少し細かい面では大変複雑になりますけれども、これは仕事の面では大変複雑になりますけれども、私はもう少し段階を設けるなら設けるといふ形にすべきじゃないでしょうか。たとえば今度二十トンから百トンのところは一体どうなるんですか。従来どおり五十トンで区分けをしていく考え方での義務加入と、こういうことになるんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) トン数階層の分け方は従来と同じような考え方で行つていきたいと思います。こう思つております。

○坂倉藤吾君 次に、継続契約方式の導入なんです、これは改正の一つの特徴点であるというふうに認識をしております。ただ期間を四年にした根拠というのはいくらなんでも、継続契約から単年に途中で切りかえると、こういう場合、あるいは解約する場合、こうした場合は一体どうなるのか、そこ

のところが説明を。○政府委員(山内静夫君) 継続申込特約の特約期間は一応四年と、こういうふうに定めたと思つていられるわけですが、この四年の根拠は、現在、義務加入におきます義務存続期間が四年である、こういうことからそれに平仄を合

せまして四年間とする方がベターであると、こういう考え方から四年にしたわけでございます。したがって、四年ごと一回義務加入手続と契約手続を一括して行えばよいと、こういうことで手続の便宜性と義務加入の円滑な実施が図られると、こう考えていられるわけでございます。

○坂倉藤吾君 次に、養殖ハマチに対する魚病被害給付、これの足切り措置が行われます。今日の魚病発生の実態、それから共済の持つ共済目的、こういうふうな考えをいいますと、実態と目的との関係で足切りをするというのはどうにも時代逆行の感がするんですが、これはなぜそういうことになるんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 今回、養殖共済におきまして足切りの措置を導入したいと、こういうふうなことをいましては、ハマチ養殖業等につきまして魚病の発生常習地帯がございまして、この共済収支の悪化が他の一般的な養殖漁家について悪影響を及ぼすと、はつきり申し上げますと、共済金の支払い関係がある特定地区に集中すると、こういうことは全国の漁業共済事業から見望ましくなく、この観点から足切り措置を入れます、そして掛金率を安くして皆さん方に大いに入つてもらうと、こういう考え方からとつた措置でござい

ます。○坂倉藤吾君 結局、今日の養殖の中で確かに魚病が特定地域に多発をする、したがってそこに集中的に給付をしなければならぬ、これは実態としてよく理解します。じゃ、なぜ魚病がそこに特定地域に発生をするのかということになりますと、これは非常にむずかしい話なんです、いわゆる人為的要素を今日挙げなければならぬ。その人為的要素の中で、たとえば養殖業者そのものが管理あるいは技術の面から見てその魚病発生に大きな要因を持つもの、あるいはその管理、技術の面では大変努力をし適正なことをやっておるんだけれども外因的にそれを食いとめることができない、こういう要素と、大別をすると二つあると思うんですね。いわゆる漁場の汚れ、ここからやっぱ

問題点が来るわけです。そうなりますと、私は、この足切りとそうした事情等を考えてみたときに、少し突っ込みが足らぬ、こういうふうな思ふんですが、この辺はいかがなものでしょうかね。

○政府委員(山内静夫君) 魚病被害の多発に對しまして魚病対策を充実いたしまして被害の軽減を図ることが第一である、こういうことは先生御指摘のとおりでございます。水産庁といたしまして、漁場の汚染をできるだけ防止するよう関係省庁とも協力しながら一層の努力を払うとともに、漁業者に対しまして適正な養殖管理の指導を行うことにより魚病の発生を未然に防止する、こういうことを現在やっているわけでございまして、これにつきまして通達等によりまして密殖をしないようにと、一つの点でございまして、それから水域についても、こういう水域がよろしいですと、こういうような指導をしているわけでございまして、そのほか、魚病等発生した場合等に備えまして、魚病対策総合検討会の検討を踏まえまして魚病の技術者教育あるいは防疫技術開発等の施策を総合的に現在進めているところでございまして。

○坂倉藤吉君 これは大臣のお話にもありましたように、これからの漁業で、いわゆるつくり育てるという立場等を中心にして考えていきますと大変問題が多過ぎるわけですね。今日私どもの方でハマチ養殖の実態等眺めていきますと、かつてはおおむね養殖匹数の中で市場に出す率というのが、いっときは九〇%、低いときでも七〇%ぐらい保持をしておいたわけですね。ところが、最近ではおおむね五〇%を切つてまいりまして、四六、七%ぐらいいわゆる市場に出せる、こういう状況にまで低下をしておるんですね。そうなりますとそれは結果的に何かと言へば、この養殖場周辺の水質環境がやはり悪くなつておる、これはえさのやり過ぎもあるでしょうし技術的な問題もあるでしょう。ところが過密になつておるところを分散をしようとするれば当然これは外海その他の方にまで持つていくことになる、外海に持つていけば持

つていったで今度はあらしその他で大変危険率がふえてくる。外洋等を航行中のたとえ船舶に網を切られちゃったというような問題で発生をしてやっていると、幾つかの危険要素が内海で起るよりもふくれてくることになる、こういうことになりまして、そして内海の汚れた状況というところになりますと、これは水質を一般的に汚染している幾つかの要素が全部絡んでくる、これは単に養殖によつて汚れたものではない、こういう状況ですね。それを足切りでもって補償するところを少し減らしますよという措置が果たして筋が通るんだろうかというふうにいいますと、ちょっとそれは問題があるのではないかな。あるいはカキの養殖等を眺めておきまして、カキ養殖地域の下のいわゆるヘドロ等が蓄積をされましてそのしゅんせつがなかなか思うようにいかないものだから、事業計画その他からいって組み入れられないものだから大変困つておるというふうな状況もある。しかし、それでもなおかつ生活をしていかなきゃなりませんから、そのことによつて維持をしていく、水揚げ率は少なくなつてしまつてがまんをしてやつていくというふうなことがずっと続いてきているわけですね。そういうやつぱり状況を根本的に解決をしていくような課題、そのことと共済制度というものが密接にかかわつていかなければ本場の対策になつてこないということになるんですよ。これは漁業者の責任だということに押しつけてしまふというのでは私はやつぱり問題があると言わざるを得ぬのですが、どうでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 確かに足切り問題いろいろ議論のあるところでございます。足切りによる損失をまじめな漁業者があるいは損失をこうむる場面も当然想定されるわけでございます。しかし、現状を考慮しまして先ほど申しましたような関係でやむを得ずやらざるを得ないという、こういう状況でございます。もちろん養殖管理等十分進みまして非常に健全な養殖経営ができるという段階になれば当然こういう問題は再検討される問題であらうと、こう考えておりますが、現状におき

ましてはあくまでも地域的に非常に魚病多発があらまして、そこに共済金支払いが偏るという現実からやむを得ざる措置として今回はこの制度の改正をお願いしているわけでございます。

○坂倉藤吉君 ぜひひとつその問題をきつと指導をするに当たっては、管理に對するところの適正基準、たとえばもう具体的にハマチならハマチの場合は何匹、タイの場合だったら何匹というところぐらいいまで私自信を持つて水産庁としては指導体制をしくべきだと思ふんですね。そしてもちろん一つの養殖のなには決まつていますけれども、一つの漁の大ききその他に合わせまして、こゝでは大体どうなんだというところまで具体的に一つずつ私は詰めていく努力というものをこれは業界に任せるのではなくて、水産庁が率先してそのところまでやつていくべきだろうというふうな思いです。通達を出したからそれでよろしいという話では、私は実はちよつと納得しかねる。もう少し具体的に実践的に水産庁としての権威と指導、こういうものを今日求めていく、これが状況でございまして、それぞれやつぱり生きていく一つの立場も含めまして、大変今日真剣にそのことが議論をされておるわけでございまして、それにこたえていただくように特に注文をつけておきたい、こういうふうには私は思ひます。

それからもう一つだけ聞いておきたいと思うのですが、まあ大型の関係もあるんですが、これは割愛をしまして、漁業共済基金が今度廃止をされてその機能が全く中央漁業信用基金に受け継がれていくのであります、これは先般の参考人に対しても私、少し心配なものですからお聞きをしたわけでありまして、この信用基金の財政状況自体も決して今日芳しい方向というふうには言えない。そこへ向けて吸収をするわけでありまして、しかも吸収をした中では多額の借金を抱えておるわけでありまして、これは十年計画で実は解消していこうという立場も含めて引き継ぎになるわけでありまして、このところをどうもしできなかつたら一体政府としてはどういう措置をお考えにな

るのか、あるいはここに吸収をしていって具体的な融資関係その他あるいは補償の問題等も含めて漁業関係を取り巻く金融体制に異常を来さないのか、支障を来さないのか、このところの保証を私は明確にお答えをいただいております、こういうふうな思いです。

○政府委員(山内静夫君) 漁業共済基金の廃止問題につきましては、先生御指摘のように行政改革の一環として行われるものでございまして、漁業共済団体の共済基金の支払い資金の調達の円滑化を図る、こういうものが漁業共済基金の機能でございまして、共済事業の健全な運営を確保する上には欠かせない、こう考えているわけでございまして、したがってその業務を中央漁業信用基金へ承継させる、こういう法律構成にしたわけでございまして、それで承継に当たりますが、これが経営収支を行うわけでございまして、これが経営収支を圧迫しないように増資とかあるいは利子補給の措置を講ずるとともに、中央基金におきまして勘定区分をいたすことによりまして、一方の業務状況の収支が他の業務の運営に支障を及ぼさないようにと、こういう措置も講じているわけでございまして、今後とも漁業共済団体への円滑な融資に支障がないとわれわれ考えておりますが、今後ともそういうような方向で指導してまいりまして、円滑な融資に支障のないようにしてまいりたい、こう考えております。

○坂倉藤吉君 それで、この赤字の部分は十年で計画どおりいくのかいかなのか、いくという話になるのではありませんか。ところが現実にはいかなった場合に、これは省としてはどうするんだというところは腹構えを私は聞いておきたい。出なければこれは辛いでしょう、出るかもわからぬ、出るかもわからぬのだったら、今日、出た場合にどうするかというやつをあらかじめ縛つておいてもらいたい。これは不安でかなわぬわけですね。

○坂倉藤吾君 最後にしますけれどもね、これは担保ですからね、担保の約束はやつぱり大団ひとつ政治的手腕でもって、漁業者にあるいはこの基金に御迷惑をかけませんよと、一言言っていたければ私、安心です。

ですから今後そういう点は、私もこの特殊法人を一本にした責任ある者として、今後そういう心配のないようにできるだけ努力してまいりますので、どうぞひとつ。

東京の新聞には余り出ませんので東京では大きな騒ぎもないようですが、実は私は北海

絡もない、初めて知ったと、これは漁業に重大な影響を与えるということをコメントしているわけであります。

れるような計画を立てられたのかどうか。これをまず防衛庁から御説明を願いたいと思います。

内容を見えますと、申し上げましたとおり私も自身検討中のごさいますて、いろいろ推

また、実施時期につきましては、五月中にも実施をいたしたいというふうに考えております。
〔検討中と言ったって具体的になっているじやないか、ちゃんと言え。〕と呼ぶ者あり〕

運用に関する資料を得ると、そういったことを目的としております。

百名程度になろうかと、そういうふうと考えてお
ります。

御理解と御協力を得る必要がございますので、御説明、御連絡をさせていただいておる段階でございます。

それから訓練の想定というお話があったかと思いますが、北海道の方面を念頭に置きまして、統合演習をやりたいということで検討いたしておりますが、これは特別に想定と申しますか、北海道

海道を念頭に置きまして検討を進めておるということでございます。

○川村清一君 責任ある答弁をなさっているわけですね。

まことに私は了解できない。ちよつと読んでみますよ。「今回は、北海道有事」の事態に東北方

上陸部隊は完全武装の陸上自衛隊員約四百人、折衝に入っている。

戦車を含む車両約七十両。青森県の大湊または八戸港から海上自衛隊のLS T(一、五〇〇一、二、三、四隻に乗り込んで出港、これをミサイル搭載護衛艦(DDG)など数隻が護衛する。この輸送部隊が青森東方の海上に達したとき、航空自衛隊の戦闘機や海上自衛隊の潜水艦、水上艦が輸送部隊を攻撃する。護衛艦グループがこれに反応する。一方、味方側の戦闘機も緊急出動して、空中、水上、水中で激しい攻防戦が展開される。」と、ここまで書いてあるんです。

こういうことを検討しているんですか。

○説明員(今西正次郎君) 先ほど申し上げましたとおり、その記事の内容については承知しておりますが、記事の内容は推測でございます。私もまだ検討中、具体的訓練内容につきましては検討中の段階でございますので、記事の内容につきましては具体的なコメントをすることは差し控えたいと考えます。

○川村清一君 この記事は全く推測であり誤報であります。これらの内容を含めて検討しているか検討していないかもコメントできませんか。

○説明員(今西正次郎君) たまたま繰り返したくなりますが、訓練の具体的内容につきましては検討中でございますので、これを発表できる準備が整いました段階で発表させていただきますと考えております。

○川村清一君 五月下旬となっておりますが、その内容は決定した時点において発表しますと言いますが、それは一体いつごろになりますか。

○説明員(今西正次郎君) 実施時期につきましては、先ほど申しましたように五月中旬にも実施したいという考えでいろいろ検討、準備を進めておるということでございます。

発表の時期につきましては、これはまだいつ発表できるという事は申し上げられる段階にはございませんので御了承いただきたいと思います。

○川村清一君 農林水産大臣にお尋ねしますが、これと別の問題ですが、御案内のように、昨年度

米の海上自衛隊が日本海において合同訓練を行いました。その際日本海で、日本海のマスはえ縄、流し網のこれは盛漁期でございまして、そのためにはえ縄切断等の事件が起きてまして約六千数百万円の被害があった。この問題を取り上げて、私は国会でいろいろ議論いたしました。この問題につきましては、防衛庁はもうその訓練が始まる直前まで農林水産大臣に何らの連絡もなく、もう一方的に進めてやったわけでありました。

そこで、この問題を取り上げていろいろ追及いたしました結果、今後訓練をする場合においては、その場所あるいはその地域におけるところの水産に対する問題、被害、こういったようなものを、いろいろある中で、農林水産大臣に事前に連絡をとって、農林水産大臣の意見を尊重し、その上に立って訓練を実施するということを確約されたわけでございまして、これは日米の合同訓練でなくて日本の自衛隊だけの単独訓練であります。

が、こういうふうな問題については、農林水産大臣は何ら関知しないのか、知らなくても結構なのか。そして、いまの問題については全然防衛庁からまだ御相談も何も受けていないのかどうか。この点について農林水産大臣の御答弁をいただきます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 一九八一年の五月、日米合同演習の際に、マスはえ縄に大きな被害を与えたというのは御指摘のとおりでございます。その後、当時の農林大臣としては、まことに遺憾なので、今後こういう演習をしては農林水産省としては非常に遺憾であるから、今後とも注意してほしいと。また、この種の演習を行う場合には事前に農林水産省に連絡をしてほしい、また協議をしてほしいという旨を申し上げてあった、申し上げたのでございます。

今回のこの五十七年度の統合演習の概要については、防衛庁から連絡がございました。したがって、わが方といたしましては、いま御指摘のようにこの地域、予想される地域は御指摘のように沿岸漁業の営まれている地域でございまして、

で、大変水産業にとって重要な地域でございまして、わが方としましては防衛庁に対して、漁業操業に支障のないように防衛庁長官に申し入れをいたしてございます。

それは、一つは、漁業操業にいま支障のないように万全な措置を講ずることに。もう一つは、どうも陸上——上陸訓練等を行うような情報もあるように聞いておりますので、上陸訓練計画策定に当たっては、やはり北海道——北海道指導漁協連、それから関係市町村と、あるいはまた関係漁協と十分な協議をして、そうして理解を得るような形で進めてほしいという申し入れをいたしているわけでございます。

○川村清一君 大臣は現鈴木内閣の閣僚でございまして、自民党の政策を当然支持する方でありますので、この演習そのものに反対という態度をとれないのかもしれませんが、しかし、これはいままさに核の廃絶、それから軍縮というような方向に世界が動いている。もう世界のこれは世論になつておる。しかも、わが北海道等におきましては、何かソビエトに接近している一番近いところでございまして、最近対ソ、ソ連脅威論といったものが出てきたりしているわけであります。はつきり私申し上げておきますが、私、道民の一人として、このソ連脅威論なんというものは北海道にはないんですよ。そのソ連脅威論は北海道から出るんでなくて、東京からもう伝わってきておるということだけはつきり申し上げたいと思います。

それから、防衛庁の課長はもう検討中、検討中でございますが、しかしながら農林水産大臣に対してこういう計画でやるということをお伝えになつたという事は、連絡されたということとは、これはその内容を示さないで、こういうことをやるから了解してくれと。それに対して農林水産大臣が防衛庁に示達された、こういうことなのか。課長、もう一回それはつきりお答え願いたい。

○説明員(今西正次郎君) 現在の状況は政府部内におきまして検討しておることでございます。して、その検討の一過程におきまして防衛庁と農林水産省の間における協議というものは当然ございまして、それも含めまして検討中と申し上げたわけでございます。

○川村清一君 検討じゃしやうがないんで、もう少しわかってからまたいろいろ議論をしたいと思いますが、そこで防衛庁の課長にお尋ねしますが、これは農林水産省の方もよく聞いておいてくださいますか。

先ほど坂倉委員から質問がありまして次長の御答弁がありました。この日ソのサケ・マス交渉が始まるんであつて、太平洋小型サケ・マス漁業という点、五月はね。それからもう一点、今度は樺太漁業協同組合、あるいは庶野の漁業協同組合の持つ共同漁業権内漁業として、カレイの刺し網とかあるいはタコ釣りの網とすね、こういうような漁業、あるいはカニのカニかど漁業といったようなものが行われておる時期でございまして、そういうような訓練をされますという点と当然損害が出てくるわけです。その損害は一体だれが補償するのか、これはまさか漁業災害補償法では補償の対象にならないと思つてすね、どうですか。そうすると、漁業法、ちよつといま持たないんですが、三十八条か三十九条にあるあれか、あるいは自衛隊法にある法律に基づいてこれが補償されるのか、これはいづれかによつて補償されなければならないんですが、これは自衛隊が補償するんですか。課長御答弁願います。

○説明員(今西正次郎君) お答えいたします。日本周辺の海域におきましては大変活発に漁業活動が行われておりますので、自衛隊といたしましては、演習訓練を実施するに当たりましては万々事故を起こすことないよう常に注意を払つておるわけでございます。同時に自衛隊といたしましては、練度向上のためにさまざまな条件、状況下、それから時期におきましていろいろな訓練を実施

する必要があることもまた事実でございます。昭和五十七年度の統合償還につきましては、訓練実施場所、それから詳細な時期を含めましてまだ検討中ではございますが、それらが確定いたしました段階で、実施することになりますと、漁業を含めまして関係方面に対する影響につきましては十分配慮して実施をいたしたいと考えております。そういうことでございますので、漁業被害が発生することがないよう、防衛庁といたしましては最善の努力、万善の措置をとりたいと考えておりますが、仮に現実被害が発生した場合のことでございまして、被害を受けた漁民の方々に對しましては国家賠償法の規定に基づきまして適正な賠償をいたします。

○川村清一君 あなたを相手にして議論しておいてもこれ以上進みませんから、防衛庁に対する質問は終わります。しかし、これははっきり上司に伝えておいていただきたいんですが、この問題をやるということになれば、北海道では大きな問題も起きます。特にこれは私の家のすぐそばなんですから、私も先頭に立つてやりますから、十分ひとつそれを配慮してやっていただきたいことを申し上げておきます。

そこで、今度は法改正の質問をいたしますが、時間がありませんので余り突っ込んでやれませんが、坂倉委員が大部分されましたので、やらなかった問題等について時間のある限りやりたいと思うんですが、この法改正によって、いわゆる漁業共済基金が廃止になって、そして中央漁業信用基金がそれを承継してやるということになるんです。この時点で共済団体は大体百四十八億円の事業不足金、つまり赤字を抱えて制度改正になるということになるわけなんです、これは大変なことであると思います。

そこで、どうしてこんな百四十八億円の赤字が出たのかと思つて、いろいろ資料をいただいて検討いたしました。そして共済団体の収支状況をちょっと検討してみんですが、どうもわからない

点があるわけです。それで、その点についてお尋ねをしたいと思うんですが、昭和五十三年の支払共済金ずつと検討してみたら、三号漁業の中に太平洋サケ・マス流し漁業がありまして、その支払金金が三十五億八千二百九十九万六千という莫大な数字になっているわけです。私は、この太平洋サケ・マス流し漁業というのは非常に詳しいんです。恐らくそこにお座りになっている方々より私の方が詳しいんです、これは昭和三十一年、三十二年に私は北海道の道議会議員をやっております、これは日高、太平洋、ここから発足したものですから、これと取っ組んで大変苦労したんです。そこで三号漁業に入っていることがまず納得できない。どうしてこれが三号漁業に入っているのか。言うまでもなく、これは初め五トン未満で始まって七トン未満になって九・九トンの三号漁業に入っているというところは、これが三号漁業に入っているというところは、こういうことなのか、まずこれを御説明願います。

○政府委員(山内静夫君) 二号漁業につきましては、地区の漁協等が中心になりまして、連合で加入すると、こういう仕組みをとっておるわけでございます。小型サケ・マス等につきましては、十トン未満でございまして、非常に業種別の性格が強いということから政令で指定した場合にはその業界自体が全部で漁業共済に入れるような仕組みにする、こういう観点から政令で指定しまして、小型サケ・マスを三号漁業にした、こういう経緯があるわけでございます。

○川村清一君 いつからこれは三号漁業になったのか。それから、そうあなたおっしゃるならば、昭和五十四年の支払共済金を見ますというのと、太平洋サケ・マス流しは全然ないわけなんです。どうしてないんだと言ったら、五十四年からはこれはまた二号漁業に行つたと、こういう話なんです。これはどういうことなんです。一体、十トン未満のものがずっと二号でやってきたところが知らないうちに三号になっておつたと、その三号になったのは私は知らないんですよ。これは五トンから

七トン、それから十トン未満、九・九トンになったんですから、わからないんですが、今度は五十四年になった二号に行つたと、そして五十二年、五十三年のときは三号だと、これはどういうことなんですか。

○政府委員(山内静夫君) 政令に指定したのは四十一一年九月六日でございまして。それから、政令指定解除したのは五十四年三月二十六日でございまして、その内容につきましては先生御指摘のとおりでございます。なぜこういう操作が行われたかという問題につきましては、非常に言いにくい問題でございますが、小型サケ・マス漁業につきましてはその当時新聞等でいろいろ話題になったとおり、登録上のトン数より実際のトン数がかなり上回っている、こういうことから、この是正という意味でいろいろ道庁を中心といたしまして苦勞したわけでございまして、正常化がなつた段階の五十四年になりました、いわゆる指定を解除いたしました、従来の二号漁業に戻した、こういうことになっております。

○川村清一君 この共済金の支払いは当然これは漁獲金額を基礎にして算定するわけですから、それでこの漁獲金額は幾らだと、五十二年は幾らだと、五十三年は幾らだと、五十四年は幾らだと、この資料をもらつたところが、五十二年は漁獲金額百二十八億二千二百三十七万四千円、ところが五十三年は二十二億七千五百三十三万六千円、五十四年は百八億二千六百五十二万六千円、これは漁獲金額ですよ。そうすると、五十三年は五十二年に比べてまるで六分の一、五・五分の一ぐらいになるんです。これはどういうことなんですか。これはとも考えられない。漁獲金額というのは、漁獲量に見合つて漁獲金額が出てくるんで、——もつとも五十二年に二百海里になりました魚価が非常に上がったから、ですから、大変調を来すことは、これは当然わかるんだけれども、何らかがなければこんなことにならないわけだ。これは先生御承知のような事情によってなつて言われても、ああのことかといつたようなことで、大体

見当はつきすけれども、しかしこれは漁業団体にしたら大変なことですよ。百四十八億赤字をいましよっているんだ。そして、五十三年に三十二億、五十二年はわずかですわ、五十四年は今度は二号漁業に入つたから二号の方にあります。少なくとも全部合わせれば四十億ぐらひはあります、支払い金額四十億ぐらひは。太平洋小型サケ・マス漁業に對しての共済支払金は、私の推定によれば四十億はあるだろう。そうすると、百四十八億の赤字をしようって大変だと、まあ今度の法律でいろいろめんどろ見てくれて、約半分の七十億は、これは無利子、棚上げということでやっていくことは評価してありますよ、しかし、それにも問題がありますけれども、それでも完全にまだ七十億しよっているわけでしょう。こういう状態の中でこの四十億というのは非常に大きいんですよ。次長は御承知でしょう、あの五十二年、五十三年二百海里時代に入りまして日ソ漁業が非常に大変な状態になったと、そこで中型サケ・マス、いわゆる中の流し網、母船式流し網、あるいは北転船の問題、減船等々、これに對して国は一十億以上の金を出しているはずですね。私、いま資料は持っていないんですが、当時の農林水産大臣は鈴木善幸さんで、ずいぶん私は議論したんだ。一十億以上のお金が出ていますよ。そういうふうなやつぱり二百海里の時代に入つたことによつてこういう問題が出てきておるんだから、これを共済団体に払わせるというところに——どうして一体漁獲量が減つたんですか、そんなに。どうして減つたんです。そんなことは余り言えませんが影響が大きいから言いませんけれども、漁獲量が減つたら、減つたということは、やつぱり二百海里時代に入つての国際的な関係の中で減つてきているわけなんです。——だけではない、あなたの方の指導が悪いから現在だつてたくさん漁船が出てきているでしょう。いま五十六年度において日ソのサケ・マス協定を破つて、これは新聞に出ていいるからはつきり申し上げますが、二十五隻、これは摘発されたんでしょう。しかもそれはいわゆる協

定違反で入れない水域に入っているって操業したからソ連の飛行機によって発見されて全部検査されたというか、——それであなた方は行政処分したでしよう。九十日という行政処分を受けているのが十隻近くあるんじゃないですか。九十日といったら三月分ですよ、三月分行政処分受けたらことはできないでしよう。その船は処分したとできないんですよ。船にすれば大損害だ、大損害だけれども、これはそういう違反したんだから自業自得というものでしょう。それを一体国でめんどろ見たり、共済でめんどろ見ますか、めんどろ見ないでしよう。同じじゃないですか。これを共済で払わせるというこれはおかしいじゃないですか、金額を。どうしてこれ国で見ないんですか。

○政府委員(山内静夫君) 五十三年の太平洋の小サケ・マス流し網漁業の引き受けに当たりまして、漁業共済組合は、先ほど申し上げましたように、漁船登録上のトン数よりも実際トン数がかなり上回っている船が発見された、こういうことによりまして道庁が応急措置をとったわけでございまして、こういう問題を勘案しまして引き受け条件に制限を加えたわけでございまして、詳しく申し上げます、従来の補償水準より二割五分カットして補償水準を設定し、五十三年五月から共済契約を締結したわけでございまして、たまたま五十三年度の漁期におきましては、非常に多くの漁船が集めた水域に集まった関係で、なおかつ前年よりも魚の回遊が悪かったと、こういうこともありまして、著しい不漁となつて漁獲金額は前年の約二〇％強になつたわけでございまして、したがって、共済事故として支払ったわけでございまして、この辺の問題も二百海里の規制の問題であるとか、あるいは自然環境にある要因であるとか、非常に複合するあるいは魚価の問題等ございまして、非常に複合した要因でございまして、すべてこれ二百海里問題であると片づけるわけにはまいらぬと、こういうことから共済金の支払いを行ったわけでございまして。

○川村清一君 漁獲共済ですからね、次長。不漁

であつたからこれは共済の対象になつて共済金を支払うんですよ。確かに不漁になつたと思う。しかし、その不漁は魚がいなくて不漁になつたのではないんですよ、これは。あなたどういふふうな答弁されるかわからぬが、説明できますか。しかも、これは日ソサケ・マス漁業協定の中でやっていることであつて、魚をとる水域というのは決まっています、漁獲量も決まっています、クォータが決まっています、漁獲量も決まっています、クォータも決まっています、まあかつては総漁獲量が八万トン、七万トンのときでも大体三万トンのときでも、それで二百海里時代に入つて一九七八年、五十三年から二千六百トンになつたんだと。これに見合う魚がとれるはずなんですよ。大体その辺の定置を調べれば、定置はきちつとつていふんですから、小型だけとれないはずがないですよ。ところが、これは大水からいただいた資料ですが、五十三年には二千六百トンの割り当てに対して四千四百四十二トンと少ないですね。それから五十四年になつたら二千六百一十トン、五十五年になつたら三千六百一十トン、それから五十六年には三千一百三十三トン、クォータは二千六百トンですが、全部いっている。五十三年だけが二千六百トンの割り当てに対して四千四百四十二トンしかとらなかつた、確かに不漁ですよ。しかし、不漁の原因は何があるわけでしょう、それを全部共済に払わせるというこれはどういふことなのか。しかも、これは自然現象でも何でもない。ですから、私は、その五十六年に違反した船に対していわゆる厳正な処置をとつてもう操業できないように九十日の行政処分をしたということはこれは妥当である、水産庁の行政はしっかりしていると思ひますよ。そういう違反をする、規則を破る、こういう漁船に対してはやはり厳正な処置をとるべきですよ。太平洋小型サケ・マス漁業というのは、その発足の歴史から私がここでしゃべれば一時間ぐらい説明してあげますけれども、十トン未満ということを目録にして、いろいろ水産庁に働きかけをお願いし、私も道議会議員としてここへ

何回も陳情に来たんですよ。そうして、五トンから始まつたんですよ。そして七トンになつて、現在九・九トンなんですよ、十トン未満なんですよ。そういう北海道漁業調整規則、そういうものを破つて、そういう違反的な操業をやつた者に対しては厳正な処置をとるべきですよ。そして、もしそれを不漁だからといって救うとするならば、救うことに私は反対ですけれども、救うならばこれは国がやるべきですよ。これを漁業者全部でもつて危険を分散するんだという、掛金を掛けてやっている保険の仕組みの中からそういう者に払う、そしてそれが共済団体に対して大きな負担を与えたということは私はまことに遺憾だと思ひます、これ以上は言いませんが。ですから、ここから言うことは、こういうこともあるんだから、百四十八億のうち七十億は国がめんどうを見てくれた。あと七十億しよつていふわけでしよう。もしこれが二十億でも減つたら大変になるんですよ。この罪滅ぼしのために二十億ぐらい出したらどうですか。どうですか、これ。それができないとするならば、七十億まだしよつていふわけですから、これを支払つていかなければならぬ。これを支払つていって、さらにいろんな漁業災害が生じた場合にその損害を補てんしてやる、いわゆる共済金を支払つてその事業を遂行していくために、やっぱりの原資が足りなくなつたら大変ですから、今度基金から承継を受けてやる中央漁業信用基金、これがいわゆる漁業者の需要に応じて、いままで同じように資金がスムーズに共済団体の方に流れていくようなことのために最大の努力を払つてもらいたいということを強く要請せざるを得ないわけでありまして。

いろいろさらに深めてやりたいと思ひましたけれども、時間がありませんのでこれで終わりますけれども、最後に、大臣、いま私が言つておつたようなことで大体私が何を言おうとしておつたかわかりだと思ひますから、大臣の御見解、最後に私が要望いたしました、——先ほど坂倉委員の要望に対してのお答えは非常に歯切れが悪かつたので、今度はもう少し歯切れのいい答弁をしていただいて、私の質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 今回の改正によりまして、いわゆる漁業共済基金と中央漁業信用基金が統合、吸収されることになるわけでございまして、そういう関係で中央漁業信用基金もあるいはまた漁業事業もやはり円滑に進められるように私たちはこれからの運営をしてまいりたいと思ひます。

特に漁業共済団体のいわゆる赤字の問題については、いま七十億を棚上げしてこれを処理しようとしていふわけでございまして、今後この問題については御心配のないように努力をしたいと思ひますし、また中央漁業信用基金についてもその運用の万全を期したい、かように考えております。

○理事(宮田輝君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○藤原房雄君 本日、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、この法案の審議をいたすわけでありますが、過日は参考人からいろいろ意見を聴取いたしました、またこの非常に基盤の弱いといひますか、非常に激変する社会情勢の中で水産業は、最もその波の中の大変な激流をしながら今日までがんばつてきたわけでありますが、その中でこの漁業法のまた持つ役割りというものも非常に重要であり、非常に大きな推移の中で当然改革をしなければならぬ、こういうことでこのたびそれらの諸問題、まあ大きく分けると三つほど柱があるうかと思ひますが、このたび改正いた

きまして、私もこの改正につきましてはそれなりの評価をいたしているわけでありますが、まあ厳しい中小漁業者の立場からしますと、もっと踏み込んでもらいたいというぐらゐの気持ちでおるわけでありまして。この法案のことにつきまして、個々にまた御質問申し上げるといたしましては、漁業という問題に關しましては、現在いま山積する問題があるわけでありまして。二百海里時代を迎えまして、この世界情勢の中で日本の水産業をどうするかという大きな局面にぶち当たりました。そういう中でみんなで知恵をしぼり合ひ、いろんな対策を講じたわけでありまして、農林省という名称も農林水産省という、名前変えたから、看板変えたから、中身がどれほど効果があるかという議論がございましたが、変えてから少なくとも四、五年はたつたわけでありまして、いまだにこの水産関係といふか、漁業関係につきましてはいろいろな問題が山積をいたしております。今日まで水産王国と言われた日本の国も非常に困難する諸問題があるわけでありまして。

きょうは限られた時間でございまして、一つ一つの問題を提起することはできないかもしませんが、当面いま問題になっておりますこととして、政府の基本的な考え方をまずお尋ねをしておきたいと思つておりますが、一九八二年の日ソサケ・マス交渉ですね、これ水産庁長官もいち早く、というよりいろいろなソ連側の提案がございまして、これは政府側の提案と大分乖離をしておるといふことで交渉を進めておりましたが、なかなか話が進展しませんで、水産庁長官がみずから乗り込んでいろいろ交渉をいたし、きょうの報道を見ますと一応の線が出たようでありまして、最終的には今夜ですか、最終的な結論が出るのではないかとこのことではあります、漁民にとりましてはこの交渉妥結、その数量とか条件、こういうものも非常に大事なことであります、また決まる時期、これによりましてまた出漁、船を出す、これにもまた制限、制約を受けるわけでありまして。一日千秋の思いでこの様子を見ておるわけ

であります、まだ交渉過程ということですから、具体的な問題についてはどこまで政府としての発表ができるのか、その点はあるわけでありましてけれども、非常に關心事でありまして日ソサケ・マス交渉の経緯と現状、また今後のことについての農林水産省の態度をですね、御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(山内静夫君) 本年度のサケ・マス漁業交渉につきましては、今月十三日からモスクワで始まつたわけでございます。十四日になりました。両国がそれぞれ提案をしまして、前年度実績四万二千五百トンに對しまして日本側は四万五千トン、ソ連側は三万七千トン、こういう数字を提示したわけでございます。

ソ連側の提示の内容をいたしましては、それ以外に一部水域における操業期間の短縮、それから取り締まり体制の強化、それからいわゆるコンペといわれる金額の算定でございますが、これは向こうの養殖費用に見合つた金額を日本側に要求する、こういう数字でございます。大体三十九億円、三万七千五百トンに見合つた数字として三十九億円、こういう数字を要求したわけでございます。これにつきまして御意の方で妥結を図りまして会議を持ったわけでございますが、なかなかちがひが明きませんで、十七日に松浦水産庁長官がモスクワに行きまして、以後鋭意交渉に取り組んでおるわけでございます。この間トップ会議として二回持たれましたものの段階におきましてようやく目安が出てきた、こういう感じを受けておるわけでございます。何とか早目にこの交渉をまとめまして、五月一日の出漁に間に合うような方向で、こういう大臣の御指示もございまして、その方向で現在訓令中でございまして。

○藤原房雄君 非常に、当初交渉の段階ではこちらの方の日本側の提案とソ連側の提案では隔たりがあつて、どういふことになるのか非常に危惧されておつたわけでありまして、それはねばり強い交渉によつていまお話しのような形に落ちつきつつかというか、妥結が見られるのではないかと

う、これはどういふ言葉がいいのかわかりませんが、そこに歩み寄るに至るには日本側としましては強く主張したこと、また今日まで努力してきたこと、やっぱソ連側に対してそれなりの説得力のある条件がなければソ連だつてのまなかつたんだらうと思つて、向こうが日本側の提案とやや等しい、そういうところまでのむに至りました。やっぱ日本側のねばり強さだけではなくて、今日まで積み重ねてきたソ連に対しての資源問題を初めとしての今日までの努力ですね、こういうものがどういふ妥結点を見出すことになつたのではないかと思つて、やはり主張だけではななくて、これは長い交渉でありまして、やはり常日ごろ日本もなすべきことはしなやかにかね、すべてお金で解決するということでは済まされなかつたことであると思つて、また、資源の保護といふことのために必要なやらないこと、今日までの経過の中でもいろいろあつたわけでありまして、これは今後やっぱそういう条件整備といふべきか、そういうものを常日ごろから強力に進めておきまないと、ことはよくてもまた来年どうなるのか、こういうことで今回のこととじゃなくて、今後ともこういう対ソ交渉、サケ・マス交渉に当たりましては、それなりの水産庁としての方針、それからまた努力、また行政の立場からの先を見通した働きかけといふものがなければならぬ、こう思つて、今度のことも、そういうことで一応明るい兆しといふことなんでしょうけれども、今後に対しまして、今回のこの非常に苦しい思いをしたこと等もあわせて、今日までもいろいろなことがありましたけれども、この交渉経緯を念頭に置いて、今後どういふ点に留意してやろうとするのか、水産庁でもいろいろな分析をしていらつしやるんだと思つて、その間についてはどうですか。

○政府委員(山内静夫君) 今度の交渉のみならず、いつの交渉でも問題になるのが資源の問題でございます。わが方の主張をいたしまして、たゞ重なる減船とそれから違反船の絶滅、こういうような方向でいろいろ努力を重ねている関係で、ソ連の一部の魚種を除きまして、サケ・マスの一部の魚種を除きまして資源状態は安定している、あるいは増加の傾向にある、これが向こう側も認めているところでございます。

こういう長い間のいろいろな経緯を踏まえまして、資源的な問題につきましては、従来ほどとげとげしい問題が少なくなつたんではないか、これは感じでございます。

なお、これと付随いたしまして、ことし一番問題になつたのは、違反船の問題でございます。実は前年度におきましても非常に厳しい行政罰を加へまして今後違反がないように、違反があることによつて日ソ交渉が行き詰ると、こういうことから水産庁もかたい決意で違反絶滅についてのいろいろな行政的な措置をとつておるわけでございます。こういう積み上げがいろいろの効果を及ぼして、あるいはうまくまとまるであらうならば、長い間の積み上げ方式によつて今回も妥結するであらう、こう考へておるわけでございます。今後とも資源の問題であるとかあるいは違反の問題等様を正すべきものは正して日ソ交渉に当たりたい、これが水産庁の考え方でございます。

○藤原房雄君 大臣、いまお話しございましたように、資源のこと、また違反船のこと、万事相手のあることでありますし、また、漁業レベルだけの判断だけではいかぬことも時にはあるかもしませんが、いままのお話のように、なすべき努力、またルールづくりといふことが、それなりの積み重ねといふものが大事なことであらうと思つて、そういうことで、今後の予算措置やまたいふんな対策上、大臣にはやっぱそれなりの御決意で永続的にやつていただかなきゃならないことがあつたらうと私は強く思つておるわけでありまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) サケ・マス漁業交渉の面では一番の問題は、やはり資源の安定しているかどうかの問題、あるいはまた違反船の問題で

取り締まりの問題が非常に話題になっているわけですが、これも結局言うところ、長い間の積み上げの結果、ある程度の歩み寄りができているというところでございますので、そういう点から考えますと、やはり漁業外交がいかに重要であるかということが理解されるわけでございますので、今後、私たちは漁業外交を含めて、この種の問題については精力的に努力をして、今後やはり漁業外交を通じて新しい資源、新しい漁場の確保のために努力をしてまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 いまから數年前ですと日本はもう資源のことを考えずに、とにかく乱獲といひますが、具体的にいろんなことを私どもも聞いておりますが、非常に交渉の過程でその障害になっておつた。それがまあ一つの努力によりまして、そういう皆さん方の關係当局の御努力によつて一つの成果がこのたびのこの交渉の中でそういうものがにじみ出てきたのかなというふうに私どもも考えておるわけでありますが、強力な漁業外交といふこの言葉は昔からあるわけでありすけれども、その裏づけになるものの体制の促進といふこともこれは非常に大事なことであり、また水産外交、これは大いにひとつ、——田澤農水大臣御就任以來今日までもがんばつていらつしやうと思ひますけれども、非常に大事なところに來ておると思うのであります。

それで、ソ連のことは、日ソ交渉についてはそれぐらいにしまして、いま一番問題になっているのは日米の問題ですね。これはいままでも友好国として今日まで非常に信頼を置いておった国柄であつたわけですが、今日水産物貿易の全面自由化要求、こういうものと絡みましていろいろな問題が提起されておるわけであります。いまこそこの漁業外交、ひとついま大臣からお話しありましたように積極的にこれは進めていただかなければならないと思うんです。そういうことから日米漁業関係のことについてちよつとお尋ねをしたといふのであります。いままで、これは突然然降つてわいた話じゃございませんで、やつぱりそ

れなりの経緯があるわけであります。水産庁にいろいろお尋ねをいたしましたところ、今日までもかなりの努力をしてきたということでありますが、時代の推移の中で非常に大きな問題としていまクローズアップをされておるわけであります。この日米の漁業問題につきまして水産庁として今日まで取り組んできた経緯と現状ですか、まずこの経緯をひとつお尋ねしておきたいと思ふんです。

○政府委員(山内静夫君) 日米漁業関係につきましては、昭和五十二年におきまして二百海里をしましたのがソ連よりアメリカの方が早かったわけでございます。こういう事態に対応いたしまして、わが方といたしまして鋭意米國といろいろな交渉を重ねたわけでございます。その当時は背景として二百海里の國際法という關係で國際會議が持たれたまして、いろいろ議論も歸せまして、その範疇の中でいろいろ二百海里規制が行われるであろうと、こういう考え方のもとにわれわれもそれに對応して日米の漁業協定と、こういうものを結んできたわけでございます。この間、幸いなことに漁獲割り当て量につきましてはそれほどの変動がなかったと、もちろん一部魚種につきましては、余剰原則ということから米國の國民が日本漁民にかわつてると、こういうことが一部の魚種については減少あるいはゼロになったケースもございますが、総枠といたしましては大体百万トンあるいは百二十万トンと、こういう線で非常に友好的に推移してきたと、こういうことは言えると思ひます。

一方、取り締まり関係等につきましては、オブザーバーを乗せるという問題につきまして漁反を絶やすという意味からオブザーバーの乗船の比率が上がつきたと、こういう問題と、それからブロー法によりまして入漁料がことから非常にかさ上げになったと、こういう問題等ございますが、大局的には日米漁業関係は過去におきましてまあまあ推移をたどってきたと、こう言えると思います。

○藤原房雄君　まああの線をたどってきた現状ですね、現状というか、いままでの経緯でありますけどもね、いまブロー法、またさらにアメリカの漁業を保護しようという強い働きかけがございまして、日本側に対していろんなことが要求として出ておるわけですね。で、一番切実な問題としましては、過日、日米漁業危機突破漁民大会、関係諸団体の方々がお集まりになりましたで、そこで何点かについて強い解決しなきゃならない問題点が指摘をされましたけれども、本年の割り当てですね、半分しか出ていないところへ、しかも四月分がまだ決まっていけないということで、関係の出漁しなきゃならぬ方々には割り当てが出ないためにまだ出漁できないという差し迫った、これからどうするかなんというんじゃなくて、もうう

時期が来ておつて、四月の配分云々じゃなくて、もう四月、いま決まらなければ漁期がどうなるのかという、こういう差し迫つた問題もありますね。そのほか今後の洋上買い付けについてどうするかという技術的なこととかいろんなお話し合ひ、こういう問題もありますけれども、差し迫つてのこの底びき関係とか関連する魚種の方々につきましては一日千秋の思ひでこの推移というのを見ているだろうと思つてゐます。

で、いろいろお話を聞きますところ、アラスカの漁民等につきましてはやっぱり現実的な物の考え方を持っておるようですが、ワシントンの行政の圧力といいますが、強い主張があるようです。こういうアメリカの立場、立場によってもいろいろあるようですけれども、それに対応する日本の先ほど大臣のおっしゃったような水産外交というか、漁業外交というやつが、今日までアメリカとは直接ソ連のように毎年何をどうするというところで厳しくやってきた経緯は少ないわけで、いま次長のお話のように、比較的いろんなお話し合いはそう極端なこともなく話は進んできて、ここに来てこういう大きな問題になった。そういうことで初めてこの経験といいますが、今日までの関係性

はもちろんなったといたしましても、日米の漁業問題につきましてはこへ来て一つ大きな問題が提起された。これはちよつとソ連との交渉やなんかとは違つて、相當な議会に対する、また行政府に対する強力な漁業外交またはそれぞれの立場、立場でのお話し合いというものが進められないとこれはいたずらに月日がたつのじゃないかと思うのです。今日、眼前に問題になつております日米漁業問題について水産庁として人を派遣するということ等もいろいろ聞いておるわけですけれども、今日までできたことと、現在いま何をしているかということと、今後はいま考えていることと、こういう問題の解決のためにどういう努力をしているかというこの間のことについてちよつとお聞きしておきたいと思うんですが。

○政府委員(山内静夫君) 米國が前年までと違ひまして、本年から年間一括割り當て方式をとらずに、年間に年の当初におきまして半分の割り當てをいたしまして、四月に残りの二分の一、年計画で言いますと四分の一、七月に四分の一を割り當てると、こういう方式に変えてきたわけでございします。で、四月以降の割り當てにつきましては、米國の水産業に対する寄与の度合いであるとかあるいは貿易に対する——米國に対する寄与の度合いを見て割り當てトン数を決めると、こういう考え方のもとにリザーブをしてわが方にいろいろ圧力をかけてきているわけでございます。で、わが方といたしましては、米國の輸入水産物は全世界でナンバーワンの國であると、こういうことを主張しているわけでございます。それから米國の水産業の振興等につきましては、実は前年もジョイントベンチャー關係で一万四千トンの枠というかつこうでよその國よりも比較的非常にスムーズに行つた國でございます。こういう点を米國側にいろいろ主張して説明しているわけでございますが、この辺につきまして、米國側としてはジョイントベンチャー枠につきましてもっとふやせと、こういう言い方をしているわけでございます。この背景といたしまして、米國政府といたしまし

て、アラスカ湾等におけるカニ漁業につきまして非常に許可隻数をふやした関係で、カニの資源がなくなつてカニ漁船の働き場がなくなつたと、こういうことがカニ漁業についてスケソウに転換させたいと、さりとてスケソウに対する技術がないから、日本の技術協力を求めながらジョイントベンチャーと、こういうかっこうで米国の水産業をよくしよう、という感じが物申しているわけでございます。わが方といたしましては、スケソウのジョイントベンチャーにつきましては、過去におきまして、あるいはことしもそうでございますが、必ずしも採算ベースに乗らない事業である、こういうこと、それから国内のいろいろの調整の問題等から見まして安易にこれをのめないと、こういうかっこうで現在六万トン程度ならばと、こういうかっこうでいろいろ話し合ひをしてはいるわけでございます。しかし、米國としては三カ年で四十万トンと、こういうかっこうの言い方をしまして、ぜひ三カ年四十万トンのスケソウのジョイントベンチャーをと、こういうかっこうで意見が分かれてはいるわけでございます。この間におきまして米國との交渉でございますが、水産庁としては、担当部長、審議官、参事官がたび重なる交渉を続けているわけでございます。現在審議官も行っているわけでございます。むしろ交渉の度合いといたしましては、ソ連以上、ソ連の何倍かの人手をかけて米國との交渉をやり、現在もやっているわけでございます。今後ともこの問題につきまして、四月に割り当てられる四分の一の枠の問題につきましては、早く割り当て内示をするように米國大使館ともいろいろ働きかけておりまして、今後ともこの実現を図っていききたいと、こう思っておるわけでございます。近々発表あるやと聞いておりますが、その日その日でだんだん延びていくような現状につきまして、一応焦りもあることは事実でございますが、水産庁といたしましては、できるだけ早く割り当てが内示されるようにと、こういう努力を今後とも続けていきたいと、こう思っております。

○藤原房雄君 人の数ではソ連を凌駕するぐらい派遣をして話合っているということですが、アメリカはアメリカの行政府または議会、それから現場のお仕事をなさっている方々、それぞれの立場もあらうかと思ひますし、こういうことが、ソ連のようにどこにポイントがあるのか、ことはどこにというところで、いろいろなことを積み重ねながらやってくるのと違つて、アメリカは、今回こういう大きな問題として、まあその兆しはあつたといひましたが、それだけにこれはもう総力を挙げてやりませんと、しかも二百海里のときもさきお話しありましたように、アメリカが先導的な、先駆的な役割りを果たした。これはアメリカとの交渉というものは、一アメリカと日本ということではなくて、非常に他國に影響を及ぼすという立場といひますか、関係性にあると、いうことを考えますと、これはアメリカとさういふこととやまませんと、他國にまた波及する、こういうことも私は非常に危惧をいたしております。これは一生懸命努力して、きちつと話し合ひがまとまればそれにこしたことはございませぬけれども、そこに至る過程として、過程として、どういう手だてをどう積み上げていくか、これは非常に政治的な判断として大臣も心を砕いていらつしたんだらうと思ひますけれども、非常にこれは大事な問題だらうと思ひます。しかも、四月の割り当てさえも現在まだ決まつてないという。まあ近々これが解決するような方向にあるのかどうか。しかも、日米漁業協定というのはことしで期限が切れるわけですね。それで、それを契機にしてもつと厳しい改正草案なんかを考へてるといふことも言われておりますね。こういうことを考へますと、当面どうするかといふことだけでなくて、やつぱり長期的な、少なくともアラスカ沖には漁船といひますか、働いてる方が一万人、加工業者等を入れますと三十万と、こう言われておりますけれども、こういう多くの方々がかたすをのんで見守つており、また、他國への影響の大きいアメリカであるといふことを考へます

と、この波及効果といひますか、影響力といひます。非常に大きいといひます、こういうことで、まあもちろんそういうことについては十分お考えの上今日までやってきたと思うんですが、現在の交渉に当たつての、さつきもちよつとおつしやつたのかおつしやつてないのかわかりませぬけれども、交渉経過の中で、まあ比較的割り当て等についての問題については早く決まりそうなのか。また、今後この日米漁業協定についてのアメリカの大体強い攻撃といひますか、日本に対する強圧的な、いろいろな言ひがかりといひますものは報じられておるわけですが、けれども、こういうものも含めて、農林水産省としましてどのようにお考えになつて、今後その手だてを考へてらっしゃるのか。これはさつき大臣がおつしやつたように、漁業外交としていまだかつてない大変な——二百海里の問題もそれは確かに大きな問題でありましたけれども、それに準ずる大きな問題で、こゝでさつきとしたルールづくりといひますか、勘どめといひますか、そういうものをきちつと手だてをしておきまさんと、日本の水産といひますものはもう後退に後退を重ねる、こういう感じがしてならぬ。そういうアメリカの現状の中で、日本の農林水産省がいま取り組もうとしていらつしやる姿勢ですね、現在と、これから向かつての、こういうことについてひとつ大臣の御決意のほどをお伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(田澤吉郎君) 昭和五十二年に二百海里が設定されてから今日まで、余剰原則といひますのを中心にしてこれまで安定したいわゆる日米間の漁業交渉が進められてきておるのでございますが、今回特にやはり洋上買付けの問題といひますのは非常に大きな問題の一つなんです。そのほか、まあニシンの問題等もございします。そこで水産庁としては、先ほど次長から答弁したように、全能力を挙げて折衝に当たつてはいるわけですが、なかなか厳しい状況にございします。しかしまあ割り当て制度が年間割り当てから分割割り当てになつたといふことなども大きな変化でございします。私はいは、もちろんこれは外交は外務省を通じてやるのがたてまえでございますけれども、私どもやはり漁業外交といひますものにもつと力を入れないかぬといひます。特に最近持つようになつたわけでございます。これと関連することでございますが、捕鯨問題等につきましても、これもアメリカが中心になつておる問題でございますけれども、これもやはり、捕鯨の加盟國は四十カ國あつて、捕鯨國が九カ國といふような状況で、科学的にいわゆる捕鯨の資源についての問題よりも、むしろその政治的なといひます。さういふ問題が話題になつていふようなことになりまして、日常の接衝がいかに必要かといふことを痛感するわけでございます。今後私どもはやつぱり日米間においても、この漁業外交をもつと積極的に進めてまいらなければならぬといふことを痛感いたしてはいるわけでございます。今後は四月の割り当てはもちろんでございしますが、その後のいろいろな漁業交渉についての話し合ひを積極的に進めてまいらなかならない、かように考へております。

○藤原房雄君 これはまあ、二百海里のときにも大臣のおつしやつたように、漁業外交といひますのを強力に進めなさいかぬ、こういうことであつたんです。まあそれはどちらかというと、ソ連の方の交渉が中心の舞台といひますか、といふことであつたんだらうと思ひますけれども、今日までも手を抜いておつたわけではないんだらうと思ひますけれども、どちらかというと友好國といひます関係もございしましたし、そういう感じがないうわけではないと思ひます。

いづれにしても、当面する問題、そしてまた長期的なこれからの問題、特にアメリカにおきましては、新ブロー法案、ブロー法をさらにまた強力にし、漁業を保護しようといふような、こういう動きもございしますし、漁獲割り当てなんといふようなものを法制化しようといふ、こういうよ

うなことも報じられておりますから、まあそれはアメリカはアメリカの国内事情によって、この問題がいま論議になっていんだと思います。

日本はとにかく信頼関係にありましたから、今日のようなこんな大きな問題が出てくるという余り予測はなかったんだらうと思いますが、アラスカ近海におけるカニの不漁、そういうことや、また、アメリカ全体として一千万近い失業者がおるとか等のために、国内的なこういう問題のために、いろんなことが出てきたのかもしれない。

しかし、日本とアメリカの間では、水産物の貿易関係では輸出入バランス、これは日本の方が二億ドルほど輸入超という赤字ですね。これは品目ごとと比べるとはいかないかもしれませんが、けれども、決して一歩も二歩も引かないやならない理由は一つもございませんし、今日まで最も魚を食べる民族として先人が築いてまいりました北洋の漁場、これが今日ここへ来まして二百海里で大きな打撃を受ける、それとともに、その制約の中でいろんなまた工夫をしながら、減船等ですね、其補償等いろんな苦難の中をそれぞれ努力をしながら今日まで参りましてね、ここへ来てまたアメリカに一押しも二押しも押されてしまうということではこれはならぬだろうと思っておりますから、ぜひひとつ強力な今後の外交交渉、それから積極的なひとつ日本の水産を守るための努力、それはまた日本の国に大きな影響力を持ち、諸外国にまた大きな影響力を与えるこのたびの非常に大事な状況であることを御認識の上、ひとつ対処をさせていただきたいものだ、こう思うんですね。

それと、いま水産物貿易の全面自由化要求というやつで、これまたいろんなのに重々てきていますわけですが、ニシンの輸入割当て制度の改善要求とか、これはまあ相手のあることではあるんですけど、日本は漁業者、大変基盤の弱い漁業者、そしてまたそれに付加する加工業者、こういうものの体質の脆弱なことはよく御存じのこと、二百海里のときに一番混迷したわけでありまして、燃料の

高い中で何とか努力しなきゃならぬということ、今日推移したところへ、こういうことで、これはやっぱり省としましても最大の努力を振りしはつて当たっていただきたいと、きょう報ずるところによりまして、自民党でも総合農政調査会とか水産部会とか、それぞれで農産物自由化反対の決議をなさったようでありまして、これは政府・自民党においても当然のことであるが、行政の御に当たります農林水産省として最大の御努力を払って、今日まで先人の築いたものを守り抜いていくということでは、がんばっていただきたい、こう思うんですね。大臣のひとつまた御所見をちょっと伺いしておきたいと思うんですね。

○國務大臣(田澤吉郎君) 農産物残存輸入品目については、さきの日米貿易小委員会が牛肉、オレンジを初め、一応の日程が合意されて、いわゆる作業部会というものを開くことになりました。この作業部会が四月の十二、十三、ワシントンで行われたわけでございますが、その間アメリカとしてはやはり完全自由化を主張するものでございまして、私たちがとしては、それはやはり農畜産物にとっても、あるいはまた水産振興上もこれらの品目はとても譲るわけにまいらぬというので反対をしたのでございまして、その後アメリカは、それじゃ作業部会はやめて、ガットの二十二条協議に入ろうということになりました、しかもアメリカは二十二条協議というのは二国間の一般協議であるから、対決ではございせんよという前提でそれに入らざるを得ないといういまは現状にあるわけでございまして、私たちとしては、そういうアメリカの態度に対しては受けて立たなければならぬという態度をいましておるわけでございまして、したがって、ニシンその他のこの二十二品目の中にある水産物品目については、やはりいまの水産物の現状からして私はずいともこれはこの現状を守らなければならぬ、かように考えまして、その決意でこれからの折衝に当たりたい、かように考えております。

○藤原房雄君 このことが主題ではございせんから、私はもうやめますけれども、本題の方に入りたいと思うんですが、さつきもちょっと話に出たんですけれども、日米漁業問題、非常に差し迫った問題もあるんですから、簡単に聞きすぎるんですが、現在水産庁は今までにないぐらい人を派遣しているということですが、どこへだれを派遣して、アメリカのどういう機関とどういう折衝をしているかということ、これは細々しいことはいいんですけれども、大所の、こういうところ、こういうことで、こういうふうに行っているという、その辺をひとつお聞かせいただきたい、それから、その推移によって予測という状況なのかということもあわせてちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 時系列の問題につきまして、ちょっと私失念しておりますが、これになりまして、斉藤審議官が三回、現在斉藤審議官はカナダの問題を含めて渡米中でございまして、それから井上海洋漁業部長が一回、それから守矢参事官が前後二、三回だと思ひますが、行っております。それに随行して数人、二、三人が行きまして、主として交渉先といたしましては、国務省、商務省、それから関係国会議員、それからジョイントベンチャーの関係がございまして、地元の漁民がたとえば四十万トンという議案があるいは政府の要求につきまして対応できるかどうかという問題につきまして、現地へ参りまして、そういう声があるのかどうかと、こういうことを伺っているわけでございまして、現地側といたしましては、そんな法外なことではございません、こういう声がございまして、なかなか議会筋、政府筋はその声が必ずしも届かないでなかなかうまいぐあいな結論が出ない、こういうことになりまして、現在も交渉中でございまして、なお、この見通しにつきましては、近い将来あるいは今週中くらいには恐らく四月の発表分、たとえばことしの四分の一でございまして、恐らく

らくなるであろうというわれわれは見通しを持っておりまして、これは見通しでございまして、確約はございせんが、恐らく今週じゅうぐらいには発表になるであろうと、こう期待しておるわけでございまして。

○藤原房雄君 じゃ本題に戻りまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

最初に、これは三十九年ですか、つくられて、まあ水産庁の皆さん方からしますと世界に冠たるといひますか、こゝまで整備したものはほかの国には余りないぞということをいつもおっしゃるわけでありまして、まあ日本の漁業を守ろう、中小漁業を守ろうということの中からも、御努力をなさってこの法律があることは私も十分承知しておりますが、何らかの改正がなされたわけでありまして、今度改正するに当たって、五十五年の三月ですか、漁業共済制度検討協議会、これを発足させて、そこでいろいろ協議をしていただき、五十六年の七月に答申が出た、これを踏まえて政府は制度改正に取り組んだということですね。この漁業共済制度検討協議会というのはいわゆる国家行政組織法第八条によるところの機関なのか、そうでなくして任意のものなのか、この性格はどうですか。

○説明員(佐竹五六君) これは水産庁長官の私的諮問機関でございまして、したがって、国家行政組織法上の位置づけはございせん。

○藤原房雄君 その答申というのか、各人の、委員の方々の意見をまとめてということですね。——そういうことで、諮問機関ということではございせん、ということですね。

で、今度の改正に当たりまして、中身はいろいろあるんですが、三つの柱といひますかね、そういうものが考えられると思うんですね。一つは、漁業共済基金の整理とか、二番目には、漁業共済団体の赤字の処理とか、赤字対策及び激変した漁業情勢に対処するための制度改正、こういう一つ一つにこの時点で取り組まねばならない問題だった

と思うんでありますけれども、やはりこの法の精神といえますか、漁業法には、「中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため」、「中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。」という法の精神を十分踏まえてのこのたびの改正であろうと思うんですが、私もうがった目から見るとわけじや決してございませぬけれども、この赤字処理対策というものが、これに偏っているという言い方はどうかかわりませぬけれども、ここの方に何か重点を置かれていような感じもしないわけじやないんですけれどもね。一つ一つの問題についてはこれからまたお尋ねをしてみたいと思いますけれども、この三本柱の中で、これはそれ一つ一つそれなりの強い意識の上に立ってなさった、こういうふうな答弁なさるのだらうと思ひますけれども、赤字処理対策というものが一つの大きなウェイトを、まあどちらかと云うとそこの方に力が入り過ぎたやうな感じがするのではないかと、うううな感じがしてならないんですけれども、水産庁としてはこの法案をまとめるに当たりましてどのような所見の上に立って、お考えの上に立って進めてまいったのか、その間の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 今回の漁業災害補償法の改正は、先生御指摘のように、共済事業の仕組みの改善、漁業共済基金の整理あるいは赤字対策と、こういう三つの三本柱になっていることは事実でございます。

共済事業の仕組みの改善につきましては、最近のわが国漁業をめぐる諸情勢の変化及び漁業共済事業の経営状況にかんがみまして、漁業共済事業の加入の拡大と、その事業運営の健全化を図るための措置を講ずると、これが第一の柱でございます。

共済基金の整理と赤字対策につきましては、一緒に御説明いたしますが、漁業共済基金の整理につきましましては、共済基金が五十四年十二月の閣議

決定によりまして、特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から五十七年中に整理すると、こういう決定をされたわけでございます。しかし、同基金の機能が漁業共済事業の健全な運営に欠かすことができないと、こういうことから、中央漁業信用基金にその機能を吸収させるための措置を講じたわけでございます。

赤字対策といたしましては、七十億円につきまして無利子で運用できるようにいろいろの手当をしていくわけでございます。

先生御指摘の赤字対策ではないかと、こういう御質問でございますが、要は漁業者の経営安定のために加入の拡大を図って共済経営の安定を図ると、これは結果的には赤字対策にはなりますが、意図としてはあくまでも加入の拡大を図って漁業共済事業の健全化を図ると、こういうことでございまして、たびたび繰り返しますが、これが結果的には赤字対策に役立つと、こう考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 加入の拡大、これは加入率やなんかいままでのデータでもございしますが、確かに今日までも皆さん方いろいろ御努力なさつたと思うんですが、それだけの共済で加入率というのはなかなか上がつておらぬ。これは果樹共済とかの試験的な段階から、私も当委員会におりましたいろいろ議論してきたことなんですけれども、なかなか共済制度というのはいささか面がありまして、行政府としてどこまでのこの推進役ができるのかという、——制度の仕組みが加入者にとつてもう万々歳であれば、それは皆さんお入りになるのは当然でしょうけれども、被害はいつもあるわけじやございませぬし、強制加入ということではなければ、やっぱり自分にとってメリットがなければなかなか加入できない。またはその意識を持たせるといふことも大事なところだと思ひますけれども、中身がよくなれば入るんだということなんでもしうが、今日までも決して中身が悪かつたわけでもないし、それなりにその時代の中

で最大努力をなさつたんだらうと思ひますけれども、やっぱりいままで加入率が低い推移をたどってきたといふことを反省しまして、ほかの共済なんかと比べて、特に漁業としましてはほかの共済に負けないように、行政としましては漁業団体等のバックアップがなければ、協力がなければできないのは当然だと思ひますけれども、これは加入率向上のために行政府としては中身をちゃんとすればいいんだといふことだけじゃなくて、それを進めるPRですね、進め方とか、こんなことについてはどういうふうな今後進めていこうとお考えなんですか。いままでやっていたままでいいというのか、何かまた特にお考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 共済の加入率が低い原因としてはいろいろ考えられるわけでございまして、第一番目といたしまして、損害認定を行うために漁業協同組合が共済体制をとる必要がある、これが第一点でございます。これは漁業共済がPQ方式をとっている関係で、ことさらこの問題が指摘されるわけでございます。

それから二番目といたしまして、共済契約締結要件を満たすことができないような場合が過去にありました。三番目といたしまして、漁業者ごとに危険の発生に程度の差があるため、比較的危険の程度の低いと見込まれる漁業者は共済への加入意欲が非常に低かつた、こういうことでございまして、この対策といたしまして、制度的に、今度の法案改正をお願いしているわけでございしますが、制度以前の問題といたしまして、漁業協同組合の育成強化対策を図って共済体制の整備を図っていく、これが第一条件でございます。その他、先ほど申し上げました二つの要件につきましては、共済契約締結要件のうち、漁業実態の変化や共済技術上の必要性に応じて緩和できるものは緩和すると、こういうことでございまして、それから二番目

といたしまして、共済事故となる確率が低い者につきましては、危険の程度に応じまして低い掛金率で加入できるような道を開く、これが第二点でございます。

こういう制度改正ができましたら、末端漁業者にこれをPRしなければ困ると、こういうことでございまして。従来からいろいろ関係組合とも相談しながらブロック会議等いろいろなPRしておりますが、今後とも法改正を契機にいたしまして、この趣旨が末端漁民に伝わるような方向でいろいろ指導してまいりたいと、こう思っております。

○藤原房雄君 漁業団体も農業団体も取り扱う金額が大きい、まあその団体、組合にもよるんですが、最近農作業というのはいささか機械化されまして稼働時間というのはいささか機械化されましても、漁業関係はそうは農作業みたいなわけにいきませんしね、よほどそういう機動的な計画といひますか、そういうものでやりませんと、通り一遍の通達だけではなかなか趣旨が徹底しないという点があるかと思ひます。

中身のことで、時間もありませんからここで一つ一つ詳しくお尋ねするあれもないんですが、一つは、共済限度額率ですね、漁業共済の補償水準。この共済限度額率が要するに過去三年間の漁獲金額ですね、これの平均をとるといふ。この平均の百分の九十ですか、こういう中身のことになりますと、少しでも災害を受けたときに、それに、再生産に見合うという補償がなされることを望むのは当然でありますし、前よりもずっとそういう点ではよくなったという感じがすれば、それなりのみんな関心を持つたのだらうと思ひますけれども、よくこれは言われることなんですけれども、これは漁獲金額ですから、短期間で案外漁船の燃油とか、それから漁網とか、こういうものが植上りになったりなんかしますと、生産資材の高騰があったときには、こういう漁獲金額、三

年間のやつ平均ということになりますと、なかなかこれはそういう短期的な生産資材の高騰というものがその中に見込まれない面はございますね。これはじゃどうすればいいんだということになりますと、無制限にこの率を上げるというわけにはいきませんけれども、そういう嫌いがある。現場ではそういう話も私も何度も聞いておるんですが、この百分の九十を何とか少しでも上げるようにしようじゃないかということで、水産庁もいろいろ御努力になって、百分の五上げて、百分の九十五にしようということ御努力なさったようですが、ことしの予算は何か財政当局が非常に厳しいということと実現できなかったようですけれども、それなりに水産庁としては、今度中身をひとつ変えていこうということで御努力をなさったんだらうと思うんですけども、今回はこういうことで、こういう財政事情の中で思うに任せないこととしまして、今後、こういう問題については積極的にひとつ検討しようという、また中身の改善に努力していこうという、こういう姿勢は十分にありなんだろうと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 漁獲共済の補償水準につきましては、先ほど先生御指摘のように、基準漁獲金額、これは過去三カ年の平均の漁獲金額でございますが、これに一定の魚価上昇率を掛けていくわけでございます。これに限度額率を乗じまして算出される。この限度額率が、思想といたしましては、損失の一部が漁業者の負担となることによりまして通常の漁獲努力を期待し、また共済事故発生の際に一定の範囲内にとどめて事業運営の健全化を図ろうと、こういう考え方のもとに限度額率を設けているわけでございます。したがって、オイルショック等によりまして漁獲金額に占める経費の割合が高くなったからといってすぐそのままこれを上げる、こういうことはなかなか現在の共済の仕組み上非常に困難な問題があるわけでございます。現在、平均的な漁業支出の割合等を勘案しまして、法定の百分の九十以内、

こういうふうなところでやりまして、これにつきましては、三年ごとに掛金率を改定いたしましていろいろ見直しを行っているわけでございます。いまこれを百分の九十五に上げると、こういう御説もございまして、いま直ちに百分の九十五をとると、こういうことは非常にむずかしい情勢でございまして、今後の検討課題と、こういうふうなことになるかと思ひます。

○藤原房雄君 いまお話がありました掛金のことで、この掛金補助限度率ですね、これも限度率を最低百分の六十から最高百分の八十の範囲内というところで設置されているわけですから、保険設計上非常にむずかしいことなんだろうと思ひますけれども、やはり加入者をふやす、そしてまたその規模に応じて再生産に支障のないような形でということになりますと、やはり掛金の補助というもののについてもこれはそれなりに適当なところというものはあるだろうと思ひます。現在の状況では、この掛金の補助を受けられる範囲内で契約割合というのを少なくしてしまおうという、こういうことでどうしてもこれは頭打ちといひますかね、あるところまでとまってしまう。こういうことも、今回の法律でこういう形になりますけれども、今後の課題として、やはり加入をふやすというこの中身をよりよくするということの中に、これもひとつ検討していただかなきゃならない一つの課題だろうかと思うんですけどもね、このあたりについてはどうお考えですか。

○政府委員(山内静夫君) 補助限度率の思想は、国庫補助の対象となる契約割合の上限であって、これを越える部分に付する共済金額に対する共済掛金につきましては国庫補助の対象としていないと、こういう性格のものでございます。したがって、実質の補助率が名目上の補助率を下回るため、御指摘のような補助限度率をなくせと、こういう御意見が出るところでございます。しかしこの問題は、補助率を含んだ、実質的に国庫補助水準をどうするか、という問題として全体的にとらえていただきたいと、こう考えておるわけ

でございます。漁業制度におきまして、補助率のほかに補助限度率を設けているのは、比較的掛金負担能力があるため契約割合が高い漁業者、これにつきましては国庫補助水準を頭打ちとしまして、その分を契約割合の低い漁業者に配分することによりまして漁業者の掛金負担能力に応じた助成体系をとっているためでございます。こうした考え方のもとで、補助限度率につきましては、昭和四十九年と五十三年に改定を行ってまいりましたが、今後とも一定の補助水準の中で漁業者相互に対しましてバランスのとれた助成体系となるような方向で実態を見ながら検討してまいりたいと、こう考えております。

○藤原房雄君 ぜひひとつそういう中身で、これはほかのものと比較するというわけには単純にはいかないのかもしれないけれども、漁業といふのは、まあ畑ですとこれは大体の予測がつくんですけども、海流はどうなのか、水運がどうか、そのときそのときの状況によりまして非常に予測し得ない、こういう、一次産業の中でも漁業といふのはそういう点では非常に予測しがたいうんなことがありますが、それだけに共済制度といふのは重みがあるんだらうと思ひます。共済制度だけで中小漁業者の基盤の確立ができるわけじゃ決してございませぬけれども、金融対策、そういうものとあわせて再生産に支障のないような形で補助、そのためにはやっぱり加入もできやすいという形で御努力いただかなきゃならないだろうと思うんですね。

もう一つ、時間もありませんから余りできないんですが、過日米私も、いろいろ当委員会でもまた予算委員会なんかでも申し上げておったんですが、いま組合一括加入ということになっていきますね。たとえば一つの単協で四つ五つ養殖組合とかいろいろな組合がございまして、これは特に宮城県とか岩手県とか三陸のリアス式海岸ですと風向きによりまして、同じ町内の組合でも大変な被害を受けるところと受けないところと風向きによってあるんですね。これはおとしの森ですか、大

変な被害がありまして、現地へ参りましたら、ちよつとした湾の方向で風を避けることができた。単協で三年間の漁獲金額によって、それでやるわけですね。ところがその五つのうち一つが大変な被害を受ける、被害額は全体の比率からしますと五分の一、もつと、全滅になつても五分の一ということなんですよ。これはどうもね。ですから、そういうことに遭つたときにはこの共済が当てはまらないといひますか、全体の総漁獲金額に比して一つの漁協で、組合で受けた被害、それは共済ですとネグレクトに近いみたいなことになつて、実際個々に言つてもつと全滅的な被害を受けている方もいらっしゃるんですね。こういうことで、組合として一括加入ということはこれはもう漁協の組織の中でそれなりの意義は私もわかるんですけども、何たって経営者は個々であり、しかも一つの大きい単位でこれは入ることになっていまして、個々のやつで被害は相当な被害を受けてもなかなかそれに該当しないということとすると、どうもこの制度に対して不信感といひますか、持たざるを得ない。こんなことでいままでも何度か申し上げたんだけれども、現場は余り知らない、皆さん方どうだこうだといふことを言っておるんですけども、こういうものを救うために何らかの手だてをしてもらいたい、こういうことを二、三回申し上げたこともあるんですけども、今度のこの改正の中でこういうことなんかも念頭に置いて何か手だてはしたんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 実は前年先生が二回にわたりましたこの問題を追及されまして、そのことを私よく覚えております。今回の改正に当たりましても当然そのことを念頭に置まして一応対策を講じたわけでございます。一般的に申しましてワカメの共済事業は他の採貝採藻業と同様集団加入方式をとっているわけでございますが、これは採貝採藻業が当該漁業に従事する者が多数に上りまして個々の被害認定を行おうとすると事務経費がきわめて増大するという

ことと、それから漁協単位で漁業権が設定されて

おり、加入区全体について被害を補てんすることによって個々の経営の安定に十分寄与し得る等の理由によるものであるわけでございます。

去年の岩手県におけるワカメの漁業につきましましていろいろ被害があったわけでございますが、岩手県のように養殖業のウエートの高い地域におきまして集団としての被害が個人の被害と結びつかない、こういうようなことから集団加入方式のみでは十分に補てんが行えない、こういう事態が去年は生じたわけでございます。このような地域の特長事情を背景といたしましていろいろ経済需要が生ずると、こういうことでございまして、今後は不十分ではございますがとりあえず漁業共済組合がこれらの事業を自主的に実施できるように地域共済事業を創設をしまして、これらの対策をいたしたいと、こう考えまして今度の法改正におきましても地域共済事業を認めると、こういう方向で対応していきたいと、こう考えているわけでございます。

○藤原房雄君 地域共済という考え方はこれは初めてですね。この中身のことについても一つ一つお尋ねをしながらねと思うんですが、これはまだ水産庁でも具体的に今後また施行に当たりましてはまた試行錯誤があるんだろうと思います。実際のにはいま一つですか、ハウス養鰻なんかも頭の中に描いているということなんですけれども、この地域共済という、考え方はいいんですけれども、これ具体的に実施するとなると、ほかの共済とは補助金や事務経費とかいふようなことについてのがなかったり、実際これ実施するに当たりましてはまだまだ中身のことについては非常に不明確な点が多いと、こう思うんですけれども、これは現在水産庁として、いままでの感觸の中で考えておること、どういうふうに進めようとしているのか、また現在どういう話があるのか、実現性はどうか、その辺のこと、どうお尋ねしておきたいと思うんですが。

○政府委員(山内静夫君) 現在、地域共済につきましまして各県から要望の上がっておりますのは、静岡県のハウス養鰻の関係と岡山県のモガイの関係がございまして。今後ともいろいろ要望があればこの要望をもとにわが方としてはいろいろ検討したいと、こう思っているわけでございまして。具体的なやり方等につきましては今後の検討の課題になるわけでございまして、危険分散がどうなっているのか、あるいは掛金率がどうなっているのか、こういうことをよくチェックしまして、真に漁業者のためになるような地域共済が生まれる、こういうことを期待しまして、そういう方向で解決を図っていきなさいと、こう考えております。

○藤原房雄君 これは事務的でもいいんですけれども、それは考え方はわかるんですけれども、具体的な進め方として、まだまだ単独事業として行うにしても国の保険はないわけでしょう。それからこの掛金の補助とか事務費の補助とか、こういうことになりまして、実際これを実施する段階になりますと非常にこの掛金の高い、また限られた地域でのごとから、実施段階でいろいろ問題といひますか、なかなか実現し得ないのではございませんか。まあ日の出の勢いで収入の倍々ゲームが三倍以上ぐらいいでどんどん伸びるようなところならばいいのかもしれないけれども、そういう業種を頭に描いているのかもしれない、そういう業種を具体的にさつき申し上げたように、さつき次長さんからもお話しございました三陸のノリ養殖云々という、これとはちよつと話は違ふんじゃないですか。制度の仕組みの中である地域の五つある小さい組合が集まって一つの単協を形成しておる。その中で、五つのうちの一つの被害を受けた、こういうものに対して、これはすでに可能性もあるわけですが、リアス式のような海岸の中。こういう総体として三年間の漁獲金額によって平均値を出して、それに対してどうかというところでございまして、場所によらず非常に被害を受けた——単協ということなんですけれども、中身を見ますと被害の大きいところとそうでないところとある。そういうものに対してはやっぱり壊滅的な打撃を受けたものがどのぐらい

だった場合にはどうするということのような制度上の考え方をききたいと、こういうものは解決しないんじゃないでしょうか。

それと、地域共済というのは今度新しく考えられておるんだけれども、実現ということになりまして非常にこれはなかなかすぐには充足し得ない、これからいろいろ中身などについては協議しないと。皆さんもハウス養鰻を頭に描いていると言ふんだけれども、これを実現する可能性というのは近いうちにあるというふうにお考えになつていられるのか、具体的なそういう話とか、そういうものについてはどういうふうに取り扱っていらっしゃるのか。行政として、その間のことについてはどうですか。

○政府委員(山内静夫君) ハウス養鰻につきましては、この前の四十九年の改正以来、ぜひ漁業共済の対象に加えてくれ、こういう陳情が終始あつたわけでございまして。これにつきまして、ウナギの養殖関係、ハウス養鰻も含めましてなかなかその死亡率等がわからないという原因もございまして、それから養鰻が地域的に偏つて全国ベースになり得ない、こういうことから、わが方として即座に取り上げるわけにはいかない、こういう方針をとってきたわけでございまして。

一方、この間におきまして、静岡県組合は自主的に試験実施を行ひまして、ようやく自主的にやる見通しがついた、こういうことから、今回、制度的に試験でなくて正式にできるような方向に持っていくべく、こういうことからハウス養鰻等につきましては必ず地域共済ができると、こう確信しているわけでございまして。

○藤原房雄君 その地域共済のことはわかりました。わかりましたというが、なかなかむずかしいことだろうと思う。それとさつき私が申し上げた単協の中で、全部が被害を受けたら総計金額として大きなことになるだろうけれども、そうでなくて、五つ、六つ小さい部落単位の組合がありますね、養殖組合とか。それで一つの単協になつて、これが一括加入になつていられるわけですか

ら、こういう一つ一つの小さいのがあるんじゃないですか。そうしますと局部という見方になるかもしれないけれども、しかし、それは一つの湾の中の風向きの悪い一つの組合で、これが非常に被害を受けた。しかしながら、総体として一括加入ですから、この被害というものは見られないという嫌いがある、こういう問題についてはどうするか。これは地域共済ではないでしよう。地域共済は地域共済としていろいろやるんだけれども、こういう一括共済ということのために全体を見る、そのことのために、ある一つの——それは一つの地域として大事な地域なんです。何軒かのところが被害を受けたというんじゃないですか。一区画といひますかね。これはやっぱりその一つの部落の組合が被害を受けるということですから、一部落の中の何軒かというところじゃないわけですから。わかるかな。小さな湾ごとの組合がそれぞれあるわけですよ。それで幾つかかたまって、かたまっていうか、町として漁業協同組合になつていられるんですよ。この中の一つが被害を受けたという、そういうときには壊滅的な被害を受けても総体としての被害金額が少ないということであり、また大きな被害ではないというようになつていまして、これはいまの仕組みの中では非常にむずかしいことであつたんじゃないでしょうか。しかし、もう少し細かい配慮をしませんと、加入、加入と笛や太鼓を何ほ鳴らしても、現実そういうことが起きていられるのを見ていられる方々にしてみまして、共済というのは非常に冷酷なものだということ、なかなか加入率はふえないだろうと思うんです。

そのことについてこの前もお話をしておる、そのことだけじゃない、さつきの地域共済のこともあわせてなんですけれども、そういう仕組みのこと、機構上のこと、これを何らかもう少し細かに見ていくような形がこれの改正の中にあるのか、なれば今後どういうふうを考えていくのか、それについてお伺いしたい。

○政府委員(山内静夫君) 先生御指摘の例のワカ

メの被害関係でございます。漁獲共済でございますから総トータルの合計額を補償水準との関係でいろいろはじき出した結果、なかなか一地域の被害については対応できない、こういう事実があったことは去年の例で明らかでございます。

わが方といたしまして、これにどう対応するかという問題につきましていろいろ研究したわけでございます。抜本的な制度改正と、こういうわけにはまいりませんが、今度地域共済でやりたいと、こういう趣旨は現在の漁業共済事業によってん補されぬものにつきまして地域共済事業ができる、こういう書き方をしている関係で、現在行われておりますワカメの共済をやつては、本則としてのワカメの共済事業をやつては、あくあわせて地域共済として掛金の上乗せが、あるいはこれは今後の検討課題でございますが、別の仕組みをつくりまして部分的にやられた場合にはそこに対して一応共済金を支払うような仕組みでどうかという方向で現在検討しているわけでございます。もちろん地元との調整がござ

いますから、私ここで一概にこうなるとは断言できませんが、要するに現在の共済事業で見られないものについて見ることができるといふことでございまして、これを中心に地元との組合と詰めていきたい、こう思っております。

○中野明君 けさはからだんだんに法案の審議を初め、農林水産を取り巻く厳しい現況について幅広い議論が行われているわけですが、まず私、最初に非常に心配しておりますのは、貿易摩擦で農林水産物が残存輸入品をめぐっているというアメリカとの間で問題になっております。

大臣は、非常な決意でわが国の農林水産業を守るためにがんばっていただいていることは、私どもも高く評価をしているわけですが、先日アメリカでガットに協議の場を移す、二国間で話し合うということになっておつたのが、一転してまた態度を変えているというようにことから考えまして、非常に心配をしているわけですが、大臣の決意は決意として、いづれ貿易摩擦については議論

の機会をつくつていただけるように承っておりますので、この際、一言だけお聞きをしておきたいんですが、大臣、農林水産省の意思とは別のところで頭越しにこの問題が解決されるということとは絶対にないというように私は信じておりますけれども、何かしら雲行きがおかしいような気がしてならぬのですが、大臣の決意を改めてお聞きしますとともに、そういうことについての懸念を払拭していただきたいと思います、大臣のお答えをいただきたい。

○国務大臣(田澤吉郎君) 対外経済摩擦解消の問題については、経済対策閣僚会議というのがございまして、この中で合意されたものがわが国の政府の結論としていわゆる外交交渉にのるのでございますので、その経済対策閣僚会議のメンバーに農林水産大臣も参加しておりますので、そういう点では、私はその場で私の考え方を主張し、私の考え方を理解していただいて、今日私が主張している面をできるだけ貫いてみたい、かように考えておるのでございます。

○中野明君 大臣のその決意を私も信頼をいたしまして、格段の不退転の決意で努力をしていただきたいと思います。少し空気が何だかおかしいような気がしてなりませんので、すから重ねてお尋ねをしておきました。

それで、きょうこの法案の問題なんですが、いろいろ意見なり議論が出ておりますが、やはり今回の法律の改正の眼目は大体しぼられてきておりますが、大臣の提案理由の説明の中にも「中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施」と、こういうことで三十九年からこれができ

ている。要するに、中小漁業者の相互救済の精神、これが三十九年から実施されてきてどうもいままで徹底をしていないというくらいが私どもどうしても受け取れます。要するに、加入者が少ないというところ、それがまた今回の改正の大半の中身は恐らく当初から予想できたことばかりじゃないだろうか。いまになつてなぜ加入拡大ということをあわててうたわなければならぬかという、こうい

うことはもう当初から想定できたことでございまして、ですから、「相互救済の精神を基調とした共済事業」だという、この趣旨の徹底がなされていないというところに一番の問題があるんじゃないだろうか、このように思います。それでどうして加入がこんなに少ないんだろうかと、これは漁業は農業と違ってむずかしい問題があることは私なりに理解はできます。しかし余りにも、制度が発足して二十年ですが、もう大方二十年になん

なとすることには加入率が二八%とか三〇%とか、こういうことでは財政再建ということで、いまも国内問題としては行政改革と財政再建というのは国民的な課題になってきております。当然この共済にも国の補助もいろいろと出ておるわけですから、やはり加入者が多いということが国民の理解も得られる、そしてまた運営もうまくいく、こういうことになるわけですから、加入者が少ないというところになると、一部特定の人のためにどうしてというふうな理屈も出てくるわけです。いままでなくとも農林水産業に対して国民全体の理解がともすれば経済第一主義に流されて、農林水産業の持つている重要性というものを第二義として、経済第一主義で物を考えられるような風潮です。ですから、ですからやはりそれに対して農林水産省の指導なり、あるいは方針もなされるだけ文句のつけられぬような、けちのつけられないような運営というんですか、そういうものがなければ、これはちよつと考へても、こんな少ない加入で二十年もたつてこんなんだつたら、これは制度に欠陥があるんじゃないかというふうな言い方をされるおそれ

は多分にあります。

そういう点で、今回改正をなさつて、現在の制度よりも加入者が有利になる面、ある程度加入者に魅力がなかったらふえてまいりません。

それから、この間の参事人もおっしゃつておりましたように、あめとむちと、こういうふうな言い方をなさつていました。不利になる面、極端な言い方をしますと、端的にこの面は有利になりますと、この面はどちらかという現在より

不利になりますと、この面を端的にひとつ説明していただけないか。

○政府委員(山内静夫君) 漁業共済制度につきまして加入率を高めると、これはこれから、あるいは過去もそうでございしますが、非常に至上的命題でございします。すべての者が加入すればこのような結果にならなかつた、こういうことにつきまして深く反省しているわけでございします。

今後加入率の増大につきまして、法制度を通しましてできるだけ加入率が上がるような方向に持っていく、こういう点につきましての改正点を二、三申し上げたいと思つてございします。

第二号漁業関係の漁獲共済の日数要件の緩和でございします。従来は九十日以上の方が云々という書き方をしておりますが、九十日から百二十日の間に資格要件を緩和いたしました、そして加入者が比較的收入りやすいような母集団をつくる、こういう考え方をとつておるわけでございします。

それから、二番目といたしまして、ノリ以外の養殖共済の契約割合を従来単一化していたわけでございしますが、これも各漁業者の意向に任せまして単一要件を廃止すると、こういうことでございします。

それから、過去は共済事故となる確率が非常に低い者はなかなか入らなかつた、こういう実態があるわけでございします。具体的な例を挙げますと、十年ほど前のマグロ漁業は非常に安定的である、底びき漁業も安定的であるといふことから比較的漁業共済には見向きもしなかつた、こういう事例があるわけでございします。昨今情勢も違つております関係で、今後は継続申込特約を創設すると、こういうふうな方法で低い掛金率でも加入できるように方向で検討していきたい、こう思つてございします。

で、御指摘のあめとむちと、こういう関係でございしますが、あめという問題につきましては、ただいま申し上げましたことのはかにわずかでございしますが、義務加入におきましての補助率のアップの問題があるわけでございします。それから、

かちの問題等につきましてこれはどう判断するかという問題もございしますが、ハマチの養殖等につきましての三〇〇の足切りの問題がございします。これはむしろとらえるかどうかと、こういう問題がちょっといろいろ見る人によつて違いますが、強いて挙げればそういう点が考えられるわけがございします。いずれにしても、漁業共済への加入意欲をわかせるような仕組みにする、あるいはこれと並行して関係団体、あるいは行政庁を含めまして積極的にPRしてすべての者が加入できるように方向にしなければ漁業共済制度、こういうものは健全に育たないと、こういう感じを持っておる関係で、今後とも加入促進等につきまして最高努力を払っていききたいと、こう思っておりますわけがございします。

○中野明君 いまお答えをいただきましたが、それでそれなりの目算を持って改正をされていると思ふんですが、この改正で加入者がふえる、このようにお考えになって改正を出されていると思うんですが、どの程度を想定をしておられますか。また最終的な目標をどこに置いておられますか。

○政府委員(山内静夫君) 当初の加入率の増加の問題でございしますが、予算積算上はとりあえず一〇〇の加入率の増加と、こういうことで組んでいるわけがございします。今後二、三年間一応一〇〇という目標にいたしました予算要求をする所存でございします。その後等の問題につきましては、その後の実績等を踏まえまして、どういうぐあいに推移していくか、私の方で予測できませんが、いずれにせよ加入率をふやすような方向でいろいろの策を講じまして、できるだけ加入者がふえるようにと、こういう方向で対応していききたいと思ひます。

○中野明君 加入者をふやそうとすればどうしても、共済はこれは保険のようなものですから、義務加入というものを——全体的に義務加入になるのが理想でしょうけれども、そこまではとても無理かもしれませんが、義務加入を徹底するといいますが、ふやす以外にないんじゃないかと、私ども

もそう思ひます。そして、最初に申し上げましたように、相互救済の精神というものは、これは漁業を取り巻く環境というのは非常に厳しい。しかしながら、日本人の食生活から言つて魚というものはどうしても必要で、安定供給してもらわなければならない。だからと言つて漁業者が自分の都合のいいときは知らぬけれども、都合が悪くなつたら共済に入るというお考えもこれまた困ります。ですから、とにかく漁業者全体にも連帯感を持っていきたい、そして相互扶助の精神を徹底していくということが重要な課題だと思ふんですが、いままではやはりそれが徹底しておられるようでは、いままではなかった、こう思ふんです。その点の反省と今後どういう方法で徹底されようとするのか、何かこんな程度の改正で急にわあ加入者がふえるというふうには私には思へぬわけがございします。でも何ですか二十トンの未済は義務加入になつておつたようですけれども、十トン以下なんかも全然話にならぬというふうなことから、そういうことから考えまして、この法案を実施するに当たつて、制度を実施するに当たつて、これ本気で取り組んでいただかないと、同じことを繰り返すんじゃないか。そして何か掛金が下がるから加入者がふえるんじゃないかと、そういうような言い回し方のあるところもあるんですが、掛金率というものには、加入者がふえないで掛金だけ下がつたらこれはまたよけい大変ですから、そういう点をも一度ここで水産庁の方の答弁をいただいております。

○政府委員(山内静夫君) 漁業共済制度におきましては漁船保険制度に比べましてあるいは一般の火災保険等に比べて掛け捨てという考え方が比較的少なかつた、これは事実でございします。掛けた金以上を何とともおつと、こういうことがいろいろ積みまして逆選択というふうなことが、それが共済の赤字をふやしていったと、これは一つの事実でございします。こういう状態を克服しなければ今後加入が多少ふえたとしてもなかなか

か共済事業の健全な発展ができません、こういうことから今回継続加入方式と、四年間を継続して掛けていけばその逆選択的な志向も比較的減ると、したがって掛金率も安くなるであらうと、あるいは二十トンの以上等につきまして義務加入制度をしきまして補助金率も上げるし、もつと入りやすいような仕組みにする、こういうような方法でもあれば加入率をふやしまして漁業の健全な発展を図りたいと、もちろんこの理屈だけでは、実際PRする必要もあるから、この辺も地方庁あるいは関係漁業団体とも相談しながら、いかにしてこれを推進していくかという問題につきまして今後積極的にやっていききたいと、こう思つてゐるわけがございします。

○中野明君 この逆選択ということができるといふことはやっぱり義務加入がないからだと思ひます。それで私が非常に不思議に思つておりましたのは、五十五年来で共済団体の赤字が、事業不足金ですか、これ百四十八億も出ております。現在もつとたくさんあるだろうと思ひます。だから不足金がかんたに出るというところは逆に言えば漁業者はそれだけ助かっているということなんです。それで、不足金が出るといふことは漁業者の側から見たらそれだけ非常に助かっている、そういう制度なんです。こんなありがたい制度なのに加入者がふえない、それはどうしてか私理解できません、どこに原因があるのか。それは赤字が出ることを私望んでいるわけじゃありません。赤字が出ないことが健全な運営として望ましいんですけども、これは助かるぞと、共済に入つておつたら助かるぞという、こういうところがあるにわかには助かぬんですが、その辺はどうお考えになりますか。

○政府委員(山内静夫君) 過去漁業共済金の支払関係が一部の漁業種類とかあるいは漁業階層に偏つたと、こういうことは事実でございします。〔委員長退席、理事宮田輝君着席〕しかし、いろいろな話し合いの結果、一応漁業共済金の支払いを受けた者は今後統一的に加入すると、こういう慣習もでき上つておるわけがございします。したがって、加入率は現在低いわけがございしますが、徐々に向上していくであらう、これも半面事実でございします。したがって、今度の改正を契機にいたしまして従来の実績を守りながら、なおかつこれ以上の加入率の向上と、こういう方向に努めてまいりたいと、こう思つております。

○中野明君 農林省の努力を特に期待をいたします。これは農林省だけじゃありません、関係の漁業団体あるいは漁業組合の指導者も本当にそれをお考えないと、このような状態ではいけません。批判が出てくるんじゃないか、それを私たちは憂へます。

それで、もう一つの不足金が出た原因に赤潮という問題が、五十二年、五十三年に赤潮が異常発生いたしました。大変大騒ぎになつたんですが、この機会に、田澤農林水産大臣とは赤潮の議論をするのは初めてなんですが、赤潮というものは、赤潮とどういふんですか、基本的なところから、赤潮というのはこれは災害なのかそれとも公害なのか、その辺がはっきりしないとやはりこの共済にも大きな影響を与えていくと思ふんですが、いずれ機会を見て赤潮の議論はさしていただきたいと思ひますが、研究もかなり進んでいるやにも聞いておりますが、それは別の問題として、一体この赤潮という、大変な海が赤潮で汚れるというところは、やはり漁業にとってはこれは生産基盤ですから、それが漁業者の意思とは別で赤潮が異常発生する、現在小康を得ておりますが、まだいつ出てくるかわからない状況で、しかも内水面にも出てくる。地域によって特徴も違うようなんですが、赤潮をどういふふうには農林水産省としては認識をいいますか、とらえているか、その辺水産庁と大臣にもひとつ……。

○政府委員(山内静夫君) 赤潮発生の原因につきましては海面あるいは内水面等におきます富栄養化の問題が挙げられるわけでございます。主として磷、窒素、これが主体になりまして、その他いろいろの要件が重なりましてある時点におきまして爆発的に赤潮が発生すると、こういうことが言われているわけでございます。しかしどういふ状態が発生した場合に赤潮が大発生するかということにつきましては現在定説がないわけでございます。

水産庁といたしましても、たび重なる赤潮による被害によりまして漁業者のこうむる損害が大きいと、こういうことから全国の赤潮関係の学者を集めまして、赤潮研究会というわけでございまして、この問題に取り組んでいるわけでございます。

赤潮に対する考え方あるいは究明の仕方は徐々に進んでおりますが、何分いろいろプランクトンにしても何十種類というプランクトンがある、その生態がおのおの十分わかっていないと、こういう状態においてまだ現在完全に解明できていない状況でございます。しかし、この問題は根強く解決しなければならぬ問題と考へまして、今後とも赤潮問題等につきまして皆さんと協力、チームワークを組みながら解決していきたいと、こう思うわけでございます。

なお、これが人災かあるいは天然災かと、こういう問題でございますが、これも赤潮発生の原因が必ずしもはっきりしない、太古においても赤潮があったと、こういう記録もございまして、この辺もはなはだあいまいなもので、現在、人災であるか、あるいは天然であるかと、こういう問題につきまして決めることは現在の学者の間であなごらへはつきりした定義がでないんだらうと、こう思うわけでございます。

しかし、いずれにせよ富栄養化の問題でございますから、工場排水であるとか、それから生活排水であるとか、あるいは農業用水であるとか、あるいは漁業関係の養殖関係の自家汚染の問題とかいろいろ重なり合ひまして富栄養化が進行して

る、これは事実でございます。この現象をどうとらえるかということにつきまして現在定説がないと、こう考へておるわけでございます。

○中野明君 大臣どうですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま答弁がありましたように、やっぱり窒素あるいは磷等によつてのプランクトンの異常な増殖によるものであるということ、その原因等についてはまだ明らかでないということでございますが、これは災害かどうかという問題は非常にむずかしい問題だと思ひますので、いま考へられているのは特約によつてこれを救つていくというのが現状なんでございまして、今後この範囲をどうするかという問題についてはさらに検討させていただきたいと思ひます。

○中野明君 これ共済にとりましても無関係でありませんで非常に大事な問題です。私は、赤潮のメカニズムが解明できない、これは確かに複合した複雑な要素があるから、ある意味ではわかりません。しかしながら、環境庁が一生懸命になつていて、あるいは公害研究所をやつていて、とか、あるいは水産庁ももちろんやつていて、いろいろな水産庁でもちろんやつていて、しょうけれども、一番やっぱり本気で——一番基本的に影響が多いのは水産庁でしよう。そして、漁業のいわゆる生産基盤が破壊されるわけですから、そうすると、少なくとも学者の意見は意見として、解明は解明として、解明ができるまでは何とも言えませんというのでは、これはやはり漁民もたまらぬでしょうし、共済だつて、その辺があいまいなことでして、共済だつて、その辺があいまいな性格の問題も出てまいります。ですから、やはり農林水産省としては、赤潮は一応公害なら公害として位置づけ、異常発生の場合は公害として位置づけるとかいうような、そういうやはり一歩進んだ考え方をされないと、解明が済むまではわからぬからだれのせいでもありませんと言つて、あるいはしょうがないんじゃないかというやうな気がするんで、いま大臣、前向きな御答弁をなさつております。今後省内でも大いに検討し

ていただいて、赤潮の位置づけ、これはもう学者は学者として研究はお任せしてよろしいですけれども、水産庁としてはそれがわかるまではこうだということものがあつてしかるべきじゃないだろうかと、私はこのように思つておりますので、要望はしておきます。

それで、時間もありませんので、次の問題として、海上保安庁、済みません、えらい待たせまして。先日、千葉でもパナマ船籍のアカデミースター号が座礁事件を起こして、燃油なり、それから粉炭、これが流れて大騒ぎになりました。ところが、今月初めに、小さな事件ですけれども、徳島県の阿南市というところに橋浦というところがあります。そこでタンカーと砂利運搬船が衝突事故を起こして、そしてその油が流れて地元では大騒ぎをしている。漁業にも被害が出ておるわけなんです。この状況をちよつと水産庁、どういふ状況になつていくか教えていただだけませんか。——失礼、その前に海上保安庁、この事故の状況をちよつと。済みません。

○説明員(竹内寿太郎君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、去る四月三日午後九時四十分ごろでございますが、徳島県の阿南市橋浦におきまして、橋浦に入港しようとしたタンカー第八福徳丸、四百四十九総トンでございますが、これと、同港を出港してまいりました砂利運搬船福徳丸とが衝突いたしました。タンカー第八福徳丸の積み荷のC重油が約五十キロリッター流出いたしております。もう一つの砂利運搬船の方は若干船主タンクに浸水したという状況でございますが、損害は軽微だと、こういう事故の内容でございます。

○中野明君 衝突の原因はどこにあると海上保安庁では見ておられますか。

○説明員(竹内寿太郎君) この事故原因につきましては、現地の保安本部等におきまして現在海難の捜査中でございますので、詳しいことはいままづまづらからでございます。

知る範囲では、このタンカーの方が無灯火、全然灯をつけてなかったということで、全面的にタンカーが悪いということになつて、全面的に承知しております。しかし、それはいづれ海難審判で出てくることでございしようが、こういう非常識な——陸上でも無灯火といつたら、もうこれは大変なことなんです。海の上では、まして、油を積んでいるような船が無灯火で航行しているというやうなことに、この指導監督といひますか、今後この点については厳重に海上保安庁の方で指導もしていただきたい、このように私、思うわけですが、きょうは時間がございせん。水産庁の方から漁業に与える影響、被害、そしてその対策、これについてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山内静夫君) 今回事故のありました橋浦は小型漁船漁業や小型定置網、採貝採藻業が営まれておりました、主としてタチウオ、イカ、イワシ、アワビ、サザエ、テングサ等が漁獲されているほか、ハマチ、タイ等の養殖業も行われている海域であります。

これまで確認されました漁業被害といひましては、海藻類や定置網、ノリ網等への油の付着や油の防除作業に従事したため休漁被害が報告されております。現在のところ、正確な被害状況については県漁連が窓口となつてその取りまとめ作業を行っているところでございます。

現地では、事故直後から県、市、漁連等がそれぞれ連絡協議会等を設置しまして油の防除作業等の対策に当たつております。四月十日までに湾内及び島嶼の一部を残しまして漂着油の清掃が終了したため、翌十一日から一部の漁協を除いて平常どおり操業を再開したと、こう聞いております。

○中野明君 保険で当然補償が問題になつてくるわけですが、船が小さいものですからPI保険では恐らくどうにもならないだろうと、こういうふうにも私たちが見ておりますが、国際基金での対応等、その点については水産庁は見通しは大丈夫ですか。

○政府委員(山内静夫君) 現在、油濁事故によります漁業被害の状況については、先ほど御説明しましたように被害の全貌がわからないわけでございます。しかし仮に、被害額が油濁損害賠償保障法第六条に規定する責任限度額を上回る額となりまして、かつ、油を流出させましたタンカーの船主または同船が加入している日本船主責任相互保険組合——ジャパンPIでございしますが、が同法に基づく責任制限手続をとることによりまして超過部分について損害賠償を受けられない、こういうような事態が発生した場合には、被害漁業者といたしましては、当該賠償を受けられなかった被害額につきまして国際基金に補償の要求をすることができると、こう理解しております。

○中野明君 非常にこれ、何か事が起こりますとすべてが漁業者にしわ寄せが来て——私も足摺岬で油の流出を一遍回収する作業に従事したことがありますが、これは大変なものです。

〔理事宮田輝君退席、委員長着席〕

もうかちんかちにアスファルトのように固まってしまつて、それを移動させるのにまた軽油を入れて溶いてしないとどうもならぬ。ひどい目に遭ったことが何回もあります。保安庁もきょうはわざわざ来ていただきましたが、こういう初步的などうか、船が運航することにおいて夜、無灯火で走るといふようなそんなこともないことからこういう事故が起こるといふことも本場に情けない話として、今後の指導監督、そしてまた、補償の問題について漁業者にしわ寄せがいかないよう万全の対策をお願いを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○下田京子君 今回の漁業法の改正の理由として、二百海里体制の本格化あるいはまた魚価が大変変動が著しいと、また漁場環境の悪化、そのために共済事故の多発、一方で加入者が相変わらず低いといふふうなことで今度法改正が出されているわけなんですけれども、改善の基本といえますか、それは第一に、この制度が漁業経営の安定に

果たしてきた役割りというのは正しく評価しなければならぬ点ではないかと思ひます。同時に、そういう点から見まして、共済制度の赤字対策といふことだけでなく、今後さらに一層この目的であります漁業経営の安定をどういふふうな果たしていくかといふことを考えてみなければならぬと思ひます。

そういう点で、今回の改正案の中で義務加入の対象範囲を拡大したとか、あるいはまた継続契約方式の導入、こういうことは一定評価はできるんです。ただ問題は、他の委員もいろいろ言われておりますけれども、果たしてこれだけで今後加入率が大きくふえていくといふふうに言えるだろうか。先ほどから答弁聞いていますと、水産庁は五十七年度で約一〇〇程度の加入率アップを考えているんだと、こう言っております。しかしやっぱ私が言うまでもなく、現地もそうだし、漁業白書等でも指摘しておりますけれども、実態は燃油の高騰、そして魚価が安い、漁獲も減っているといふことで、もう漁業者大変な状態であるわけですね。となりますと、この制度の基本は何かといえれば二つだと思ひます。一つはやはり国庫負担の引き上げ、そういう中で掛金が過重にならない、そういうものになっているかどうか。もう一つは、やっぱり十分な補償内容になっているかどうか、これはもう先日参考人に私もお聞きしました。この点は、関係団体の皆さん方も基本として今後も堅持し、国に具体的な対応をお願いしていきたいと、こう言っております。

た。そこで、この点について、大蔵財政事情が厳しいといふことも重大なところでありますので、大蔵のひつと決意をいいますか、基本的な姿勢についてまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 漁業共済事業に対しての国の助成についてでございますが、これは今回の義務加入の範囲を拡大して、まあ百トン未満の漁業にまで拡大をしたと、それでそれに伴いまして義務加入した漁業者に対して従来よりも高い補助率をしておるわけでございます。まあ五%

アップということに相なるわけでございまして、今後、財政が非常に厳しゅうございすけれども、さらに私たちがこの予算に重点的には、まず効率的に配分をいたしまして努力をいたしたいと思ひているわけではあります。

○下田京子君 いま改善面として義務加入五%補助率アップしましたと、こういうお話なんですけれども、大臣、御承知だと思ひますが、一方で義務加入とならない連合加入による二分の一以上の加入の場合には反対に五%引き下げしております。これはやっぱり国庫負担の引き上げ改善といふことにはならないんじゃないか、この点はどうしても私はやめるべきじゃないか、こう思ひます。なんです、いかがですか。

○政府委員(山内静夫君) 義務加入制度は昭和四十九年の改正によりまして二十トン未満の漁船漁業について導入されたわけでございまして、その効果は比較的大きくて、徐々に加入率が伸びていったと、こういう考え方のものに今回百トン未満の階層にまで対象を広げて、これをてことして加入の拡大を図ろうと、こういうことでございします。したがって、新たに義務加入の対象となつた漁業者につきましては従来の高い補助率を適用したことは事実でございまして、これによって改正効果を高めようとしたわけでございします。しかし、反面、先生御指摘のように、限られた財政規模のもとではそれ以外の場合の補助率をダウンすることになったことは残念ではございますがやむを得なかつた、こう考えているわけでございします。で、わが方といたしましてはできるだけ義務加入によりまして大ぜいの者が加入できるように、加入するような方向でいろいろ関係団体とも話し合ひまして、そういう方向の指導を強くしていきたい、こう考えておるわけでございします。

○下田京子君 まあ、残念だけれどもやむなしというお話なんです、本当に加入促進につながるんだらうかという点では大変疑問なんです。つまり、今回二十トン、それから百トン未満の方々を義務加入にということですけれども、金額ベースによりまして、このランクは推定加入率三〇・八%です。で、全数加入はその中で八八%になっているわけなんです。ですから、現在加入している全数加入の人たちが、そっくり義務加入に移行するといふのは、これは可能だと思ひます。しかし、残りのまあ七割近い未加入の人たちが一挙に義務加入に結びつくんだらうか。つまり、三分の二以上の同意があつて、なおかつ全数加入だといふところにばんといふかという問題なんです。ですから、大変これはやっぱり問題だと思ひます。

二十トンから五十トン未満がいままで二〇%の補助だったのが一五%にダウンするわけだし、それから五十トンから百トン未満が一五%が一〇%にダウンするんです。ですから、繰り返しになりますけれども、まだ未加入の七割の人たちがどうしていくのかといふことを考えたときに、即義務加入の要件を満たすようなことになるだろうか、私はやっぱり再検討すべきじゃないかなと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 先ほども申し上げましたとおり、水産庁といたしましては、せっかく義務加入制度をつくつたわけでございしますから、これから加入される方もぜひ義務加入の方向でやっていただきたいと、こう考えておりますし、その方向でいろいろPRもしていきたいと、こう考えております。

○下田京子君 努力をすること、それはやぶさかでない、大いにやっていただかなければならぬし、やらなければならぬと思ひます。

ただ、いま言ったように、それは即加入促進につながるかどうかという、残り七割の部分のことについて明確な答弁にはなかつたと思ひます。いま次長も首肯なさつておりますけれども、義務加入で実際に国庫負担のぐらいいま予算化されたんでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 予算的に申し上げますと、義務加入対象範囲の拡大によりまして、ことの十月以降でございしますから半年分といひま

して、純増といまして千九百八十五万五千元を想定しているわけでございます。

○下田京子君 大臣、お聞きだすと思うんですが、約二千万円程度です。お聞きしますと、これは概算段階で義務加入以外の分について引き下げるといふような内容になっていなかったと思うんですが、いままでのような改正の段階でとにかく補助率を引き下げたということはないか、ということだと思ふんです。それだけに、大蔵との折衝の過程で五割引き下げられたと、いろいろな事情と言われております。やむを得なかった、残念だったと言われておりますが、やはりこれは今後将来にわたった重大な問題になるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(山内静夫君) 従来義務加入制になる前の段階におきまして、非全額の場合におきまして、非常に入っている者が少なく、その実質ダウンが四十数万円と、こういう数字でございまして、したがって、補助金の額から言いますと、片や二千万と、こういう数字でございまして、額がふえたと、これは事実でございまして。しかし、御指摘の点もわかりますが、今後この問題等につきまして、いろいろ国庫補助の問題等、いろいろ体系的によそとのバランスであるとか、あるいは漁業制度の中のバランス、こういう問題がございまして、今後の検討課題とさせていただきます。

○下田京子君 今後検討するということですから、あえてまた申しませんけれども、一つだけは、金額ベースで言えばいまお話しになったとおりです。しかし、制度が後退したというののもまた事実であって、まあ皆さんの方としては、大蔵との今度の折衝の段階でまた原点に戻って考えていくということですから、ぜひそういう態度で臨んでいただきたいと思います。

次に、純共済掛金に対する国庫補助の割合の問題でお尋ねしたいんですが、公的共済としての性格から見れば、最低でも五割の補助率というものを目標にすべきではないだろうか、

こう思うんです。といいますのは、他の国庫補助率を見ても、これは農業災害補償法の場合約五割、五十五年度の実績で、水稲が五・八六、畑作物が六・〇〇、施設園芸五・〇〇、家畜共済四・七六、養蚕が五・五七、家畜が若干低いわけですが、漁業の制度の中では国庫補助率がいかに低いのかということと、資料等を見てみたいんですが、昭和四十年当時が結果として総体の国庫補助率は三三・二割だったと思ひます。それが四十五年に四四・三割に一〇割改善されたわけですが、その後十年たつて五十五年に相変わらず四四・六割と、これはまたほとんど改善なし、こういう状態です。五十七年度どうなのかということでも予算ベースでもちよつと聞いてみましたら、これまた四五・六割と、こういう状態なので、少なくとも先ほど申しましたように五割というのを目標にした補助率改正といひますか、そういうものを目標にした努力が大事ではないかと思ひます。どうですか。

○政府委員(山内静夫君) 漁業共済及び農業共済の掛金に対する実績平均補助率、これは先生御指摘のように昭和五十五年度におきまして漁獲共済が四三・八割、養殖共済が四五・六割であるのに対して、農作物共済が六〇・一割、家畜共済が四七・六割、果樹共済が四九・〇割となつておりまして、漁業共済に対する国の助成が農業共済に比べて総体としては若干低い水準にあることは御指摘のとおりでございます。しかしながら、漁業にあってはきわめて零細な階層から規模が大きい企業的な経営まで幅広く分布している関係で、小規模な階層のみをとつてこの数字を眺めてみますと、漁獲共済におきましては採貝採藻業及び二十トン未満漁船漁業の平均が五五・八割、養殖共済ノリ、カキ、ホタテ養殖業の平均でござい

ますが、これが五一・一割となつておりまして、補助水準はおおむね農業共済と均衡している、この理解しているわけでございます。国家財政厳しい折から、今後この問題等につきまして簡単な予測はできませんが、補助の増加ということは漁業共済制度につきまして加入の増進にもつながるといふ先生の御指摘も十分わかつておりますから、これを念頭に置きまして将来とも対応してまいりたい、こう思っております。

○下田京子君 私の指摘はわかりますと言いつつも、余り農業共済に比べて差がないみたいなことを言われてんですが、漁獲共済の場合はずっと見てみましたら、低いのは次長御承知でしょう。これはもう五十五年実績ベースで四三・八割ですから、だからそんなに差がないなんというところでなくて、私は全体としてさき数字述べましたが、個々に見ますと、おっしゃるようにはつきはありますが、漁獲の方は大変低いというのが実態なんです。ですから、そこを押さえてやはり対応いただきたいと思ひます。

次にお聞きしたいのは、やはり国庫負担率の中での補助限度率の問題なんですけれども、私、これは今回の法改正で、少なくとも予算措置でこれであることですから、義務加入対象に加えられるその層については引き上げるべきではないか、こう思つてたんですけれども、その辺検討されましてどうでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 補助限度率は国庫補助の対象となる契約割合の上限でありまして、これを超える部分に対応する共済掛金につきましては国庫補助の対象となつていない、こういう実態でございまして。

したがって、実質の補助率が名目上の補助率を下回るため御指摘のように補助限度率を上げるとか、あるいは撤廃と、こういう御意見があることは十分承知しているところでございます。当然のことながら補助限度率を上げるとか、あるいは撤廃すれば国庫補助がふえるわけでございまして、これは補助率を含んだ実質的な国庫の補助水準をどうするか、こういう問題としてとらえる必要があるんじゃないか、こう思うわけでござい

ます。漁業共済制度におきまして、補助率のほか補助限度率を設けているのは比較的掛金負担能力があ

るため契約割合が高い漁業者に国庫補助水準を頭打ちとしまして、その分を契約割合の低い漁業者に配分する、こういう政策的な要因も働いておりまして、漁業者の掛金負担能力に応じた助成体系をとつていくわけでございます。こうした考え方も、補助限度率につきましては昭和四十九年、五十三年に改定を行つてきましたが、今後ともいろいろ財政事情厳しいわけでございますが、一定の補助水準の中で漁業者相互に対してバランスのとれたような助成体系となるように実態等検討してまいりたい、こう思っております。

○下田京子君 補助限度率がどういう考え方のもので出ているかという御説明いろいろあつて、いまでもやってきたというところなんですけれども、これはやっぱり一つの問題点だと思ひます。すなわち、やらないと言ふのではなくて、やつていく方向で言ふんですが、これは何度か何度も附帯決議等でも言われてきた話だと思ひます。私、念のためにずっと過去の状況がどうだったのか調べてみましたら、これは昭和三十九年に、法制定時どうだったかというところ、衆参両院で附帯決議がされておりますが、衆議院の附帯決議を見ますと、八項目ある中で第五項目にこういうこと書いてある。「共済掛金の補助率の引上げ及び漁業共済団体の事務費に対する補助金の増額を図るとともに無事故掛金割引を実施すること。」「こういうことを述べて、説明いろいろやられてるんです。それからまた、四十二年のときには、これがやはり衆参両院で附帯決議が出てるんですが、四項目、五項目のところと同じようにやっぱり出ています。ちよつと読んでみますと、「共済掛金の改定にあつては、漁民の経済負担力の減少の実情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。」「五項目に「中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。」「こういうふう

すること。これを受けてしまっている議論があるんですけども、そのときの内村水産庁長官——いま中央競馬会の理事長としておられる方なんですが、こういうことを答えておられます。委員が、そう遠い将来でない機会に撤廃する方向にしている。それに對して——ここに会議録あるわけですが、一部だけ読ましていただきますと、水産庁はかねがねそういった意見を内部に持っているわけだ、それを実現できるような将来におきまして努力したいと思っている、こう国会で明確に答弁されている。これ四十九年なんですね。また、いま同じようなことがお話しになっているわけなんです。これは何年こういうかっこうで続くのかという点になりまして、大変やっぱり問題だと思ふので、この辺ではっきりひとつ決意を固めていた方がいいと思ふんです。

○政府委員(山内静夫君) 正直に申し上げまして、目下の財政事情とか、あるいは他の共済制度、保険制度とのバランス等ありまして、ここで補助限度率を撤廃できる、こう御答弁はなかなかできかねますが、当時の内村長官の御答弁にもありますように、そういう考え方はあるはそういう希望は水産庁内部にあることは事実でございます。そういう方向で今後とも努力していくということでは御勘弁をお願いしたいと思います。

○下田京子君 じゃ大臣に、これは一言お答えくださいませ。大変財政事情がいつもやっぱり最大のいろんな制度改善に絡んでのできない理由になっているわけなんです、もう四十九年から、いや法制定の三十九年から延々と当委員会、衆参両委員会が附帯決議で出されて、お答えになって数年という状態ですからね。大変な事情、私たちもよくわかりますが、しかし大臣の決意を聞かしていただきたい。

○国務大臣(田澤吉郎君) かなり前から水産庁内にはそういう考え方が多いと思うのでございまして、それが制度として実現されないのは、まことに遺憾でございます。したがって、財政

が非常に厳しい中でございますけれども、いま次長が答えましたように、今後これが実現のために努力をしてみたいと、かように考えます。

○下田京子君 次に、具体的なことで幾つかお尋ねしたいんですが、これは先ほども他の委員からもお話ししました岩手県の新殖ワカメの共済のあり方の問題です。さっき次長さんは、これは地域共済で見たい、こういうお話だったんですが、言うまでもなく改めて私も考えてみたいんですが、これは充足当時はたしか天然ワカメが中心であつたけれども、いま特に岩手県の場合には養殖ワカメという状態ですね。にもかかわらず、第一号の漁業の共済契約の方式、これが漁協と共済組合との契約になっているわけですね。ですから、当然共済限度額も漁協の構成員の全員の合計額で決定される、ですから受け取る方も、個々の事故がどうだったかという点ではなくて、全体の額で見るということですから、個々人のことが補償されない、大変な矛盾であることをさっきお認めになっていきますよね。で、地域共済で考えよう。

そこで私は二点ほどお聞きしたいわけなんです、また、これは岩手県から、またそれぞれの漁協から強く言われてきたんですが、一つは、地域共済でやるのは結構です。とすれば、一定段階試験実施的な性格があるわけですから、データ等がそろつたら本格実施の方向で検討いただきたい。それからもう一つは、これはやはりそういう試験的な内容であれば当然、さっきもちょっと言っていました地域共済の運用をどうするかというその運用の問題ですけれども、ぜひ事務費等一定の援助等を考えていかるべきではないだろうか。県独自ではお考えになっているようですね。この二点について明確な御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(山内静夫君) 地域共済におきまして試験実施等を行ひまして、一定段階に成熟した段階におきまして本格実施等の検討につきましては、やぶさかではございません。

なお、事務費の補助等につきまして、一般的に漁業共済組合に事務費の補助をしておりますが、この問題をどう絡ませるかという問題につきまして、現在確たる考え方はございません。いろいろ地域共済等の問題等につきまして各漁業共済組合、漁漁連等の考え方とも勘案いたしまして、事務費の配分等につきましては今後とも検討してまいりたいと、こう思っております。

○下田京子君 二点とも検討するということお話しだったので、ぜひ実施を再度要望しておきたいんですが、あえて申し上げますと、私が言うまでもなく岩手県の漁業組合の取り組みというのは非常に熱心であつて、そして二号漁業の加入率は八割も超えておりますよね。そしてそれは、単に形式的な制度を宣伝するだけでなく、具体的に漁業者個々にどういうメリットがあるかということでも、きめ細かな指導もし、援助もしているわけなんです。そういう点で五十五年の事業計画を見ますと、計画を大幅に上回っているのが実は一号漁業なんですよ。そういう点で、どうしてこうなつたかといふと、県が独自に掛金の助成、こういうこともやつて大変努力をしている結果なんですね。ですから、そういう点から言つて、国がそれなりの財政事情は厳しいとは言いつつも、やっぱりそういう点にこたえていくべきだということを重ねて申し上げます。

次に移りますけれども、補償水準の問題です。これは北海道のことであつてお尋ねしたいんですが、さっきも他の委員からさつとございまして、たけれども、昨年の日米合同演習で被害を受けたサケ・マスのはえ縄ですね、これが大変加入件数が減つてきているわけですね。日本海サケ・マス流し網の場合を見てみますと、五十一一年が二十二件、それが年々二十一一件、十九件、十五件、ついに五十五年は八件にまで減少してしまつていて、何だといふように御認識されていきますか。

○政府委員(山内静夫君) サケ・マス流し網漁業、日本海における漁業でございまして、非常に

経営不振が続きまして、毎年の漁獲金額が減つていく、こういう状況におきまして、現在の漁災制度におきまして補償水準が過去三カ年の平均、これは数値を掛けますが、それを基準にして算定している関係で、いろいろ魅力がなくなつたと、これは事実だと思ひます。

○下田京子君 全くその魅力がなくなつた原因をさっぱりお述べになりました。つまり、その補償水準が低いということの結果であるわけですね。とすれば、この補償水準をどういふふうに引き上げていくのか、つまりその中の限度額率をどうしていくか、このことをやっぱり考える必要があるんではないかと思ふんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(山内静夫君) 漁獲共済の補償水準は、御案内のように基準漁獲金額に限度額率を乗じて算出しているわけでございます。この限度額率の思想は、基本的には非経費部分は除外すると、こういう考え方でございます。損失の一部を漁業者の負担とすることによりまして通常の漁獲努力を期待すると、こういう考え方もあるわけでございます。また、共済事故発生率の確率を一定の範囲にとどめまして、事業運営の健全性を確保すると、こういう考え方があるわけでございます。

で、サケ・マス流し網漁業につきまして、補助限度率を上げるとか、あるいはコスト部分についての補償水準と、こういう考え方もあるわけではあります。全体の共済事業の仕組みとしてそういう考え方を導入することは非常に困難である、と、こう申し上げざるを得ないわけでございます。

○下田京子君 限度額率の見方なんですけれども、これはやっぱり経費と利益とを分けられる中で一定部分経費を見るという思想は私は明確に入っていると思ふんですよ。そういう点から言つて、現在経費すらカバーできないような状況になっているわけですね、これは先ほど来から他の委員にもお述べになっているようなんですが、これから漁業のあり方としていろいろ省エネであるとか、省コストだとか、同時にまた生産の構造の再編である

とかと、こういうことを言われております。それはそれとしてまた必要な部分であるかもしれせんけれども、やはり其の限度額の算定には経費をどうカバーするかという点がちゃんと入っていると思うんです。そこは明確に位置づけて、やはり適正なものに改善すべきだと思うんですよ。私は、この思想というのは水産庁はお持ちになつてゐると思うんですよ。聞くところによれば、これは概算段階で、現在の九割、それを九五%、引き上げ要求をされたのではないかと思ふんですが、その経緯等どうなつておりますか。

○政府委員(山内静夫君) 燃油高騰等によりまして非常にコストがかかると、こういう意味から、九五%の要求をしたことは事実でございます。いろいろの過程におきまして九〇%と、こういうかっこうに決着ついたら、こう理解しております。○下田京子君 九五%の限度額の改定を要求しつつ大蔵段階で五%やっぱり削られたと。そのことによる金額のダウンはどのくらいですか。

○政府委員(山内静夫君) 非常に細かい資料でございますから、後ほど御報告させていただきますかと思ひます。

○下田京子君 私の手元にある数字で確認いただけますか。四千四百八十四万七千円ということになつていますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) そのとおりでございます。

○下田京子君 としますと、細かいところじゃないんです。大臣、さつき、五%アップでおおよそ二千万円と、こう言われました。ところが、今回九五%云々、要求したけれども、削られた五%分が約四千五百万円なんですね。これまた同じように財政事情だということで大蔵から削られていっているんです。こういう思想でいきますと、どんどんどんどん、先ほどから言われておりますけれども、魅力ある漁業制度であるとか加入の促進であるとかどんなに言われても、実績として、先ほど次長がお認めになられていられるように、やはり魅力

がない結果、サケ・マス流し網等の皆さん方が加入件数減つてゐるということについて、自信を持つて説得ある話ではないのじゃないかというところをみずから立証した私は経緯ではないかと思ふんです。この点はやっぱりしっかり踏まえて、私は何度か言ひますけれども、大蔵、財政問題等に取組んでいただきたい、こう思ふんで、大臣の御決意を聞かしてください。

○国務大臣(田澤吉郎君) 漁業事業については、御承知のように、やはり加入の拡大というのが一番必要でございますし、また、この事業の健全な運営ということと同時に非常に必要なことでございます。したがって、加入の拡大をするためにはやはり条件を整へなければならぬ、魅力ある漁業事業でなければいかぬものですから、そういうためにはやはり財政によってそれが魅力あるもの、――財政の關係のみでそれを押えるということとは私は許されぬものだと思ひますけれども、今回は、いまお答えしたような事情でこういう状況になりましたが、今後この点については十分検討をして、魅力ある漁業事業にしたい、かように考えます。

○下田京子君 一言申し上げますと、法改正による実施は十月からですから政省令等でまだまだ本気になつておやりにならうと思ふなら、その余力、時間はあるんだということをあえて申し上げておきたいと思ひます。

最後に申し上げたい点は、水産物の自由化問題です。この点では先ほども他の委員から、皆さんお述べになつておりますが、自然災害による事故だけじゃなくて、二百海里体制実施という、つまり社会的、政治的環境の変化によつて魚価が大変低落しているというその結果、共済支払いということが起きているわけですね。としますと、いま問題になつてゐるアメリカからの不当な農産物自由化攻撃、このことは先ほども大臣が、本場にこれ以上もう許せんやないんだということで決意は述べられております。しかし一方で、鈴木総理が三月二

十六日の参議院予算委員会終了後、農産物の残存輸入制限のうち、ニシンなんかは国内漁獲もないし、盲腸のようなもので、撤廃しても漁民が困るものではないんだというような趣旨の発言をされてゐるのは御承知だと思ふんですよ。大臣は、ニシンは盲腸だとお考えですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 鈴木総理は漁業については私よりもずっと認識の深い方でございまして、たまたまニシンがと、こう言つただけで、後の部分はそれは全然話してないこととございまして、あれは推定の記事なんでございまして、そういう点はひとつ御理解願ひたいと思ひます。また、ニシンは決して盲腸的な存在ではございません。(ニシンは魚だ)と呼ぶ者あり)

○下田京子君 ニシンは盲腸じゃなくて魚だというのは全くそのとおりで、かつて明治の三十年ごろには百万トンからの漁獲実績があつたと思ひます。今日確かに激減はしておりますけれども、統計上で五十五年に一万一千トンの漁獲があるわけですね。これはオホーツク海ニシンで、流水が解けたときに紋別や網走などの沿岸漁民にとつては大変貴重な漁獲になつてゐるわけですね。

しかも、統計的にはその他といふところに入つておりますけれども、以西底びき約九千トン近く、合わせて国内にあつて二万トンの漁獲があるわけですね。需要量が五万トン前後といふことで少ないだけに、もしこれが自由化されるといふことになりまして、価格には響きますし、同時にそれを利用されてゐる、いま北海道漁連が一手に受けているという状態なんですから、留萌やその他の加工関係の業者も大変なことになるのじゃないかと思ひます。いま御承知のように、アメリカは当初ガットに提訴するんだと、完全自由化を言いつつ一方で特定の品目を挙げて、早急に検討せよといふ追つてゐるわけですね。そういう中であつて、重ねて大臣の意向はいつもこれにははつきり守る、これ以上の自由化はもう認められぬと、こういう御姿勢は伺つてゐるんですが、総理を含めまして、本場に閣内一致してその

ことに対応していただけるかどうか、その点お聞かせください。

○国務大臣(田澤吉郎君) ニシンの問題については、これは単に残存輸入制限品目にあるだけじゃなくて、日米漁業交渉の一つの品目でもあるわけでございますので、この二つの問題を処理しなければならぬ品目なのでございます。したがって、そういう点をも配慮しながら参らなければならぬと思ひますけれども、私としては、やはり残存輸入制限品目については水産振興のための重要な品目でございまして、これはいまにわかにこれを緩和あるいは撤廃することはできないといふことを、これまでも主張してまいつておるわけでございますので、先ほどもお答えいたしました。閣内閣としての決定はあくまでも対外経済閣僚会議の結論なのでございまして、私のもその對外経済閣僚会議のメンバーでございまして、私のこれまでの述べてきたことをできるだけ強く主張いたしまして、内閣としての意向にいたしたい、かようにいま考へてゐるわけでございますので、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 何度も申し上げますけれども、もしここでアメリカの、日本といふところはたれば何か出るだろうといふことで、次々と理不尽な要求を突きつけてくる。これを譲るといふことになりまして、いま問題になつております漁業経営の問題、これは一層危機が深まつていくことになると思ひます。そういう点で本場に説得のあるこちらの具体的な資料を突きつけて、毅然とした態度で臨んでいただきたいということを重ねて申し上げて再度決意を伺ひ、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 外交上の問題でございますので、ここで具体的なことは申し上げられませんが、私も、私の決意は変わりはないと思ひます。

○委員長(坂元親男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(坂元親男君) 委員の異動について御報告をいたします。

本日、坂倉藤吾君が委員を辞任され、その補欠として山田謙君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、これを許します。川村君。

○川村清一君 私はただいま可決されました漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

厳しい漁業情勢の下にあつて、漁業共済制度が中小漁業の再生産と経営の安定に果たす役割は、ますます重要になつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、燃油費等の漁業経費の増大が、中小漁業経営の悪化の大きな要因となつてゐる現状にかんがみ、再生産の確保を旨として、経営実態を反映した補償水準の設定に努め、併せて、

大型漁船の操業形態に適合した制度の仕組み及び漁業経費の補てんを基本とする制度の在り方について検討すること。

二、継続契約方式の導入に当たつては、その普及を図るため、掛金率、無事故奨励金等について魅力ある仕組みを設定すること。

三、諸外国の漁業規制による操業条件の変化が、本制度の運営に悪影響を及ぼすことのないよう、危険の程度に応じた共済契約締結の制限、共済限度額の調整等につき、適切な指導を行うこと。

四、魚病多発地域における常習的な病害についての足切り制度の導入に当たつては、魚病の研究の促進及び防疫措置の充実を図るとともに、養殖管理につき指導を強化すること。

五、地域共済の実施に当たつては、十分な危険分散を図ること等によつて、漁業者の共済需要に対応し、かつ、その事業運営の健全性が確保されるような措置を講ずること。

六、特定養殖共済については、データの収集等を進め、すみやかに本格実施に移行するよう努めること。

七、漁業共済基金の機能を中央漁業信用基金に承継させるに当たつては、円滑な引継ぎがなされるよう配慮するとともに、漁業共済事業の運営に支障を生ずることのないよう、必要な資金の調達等に万全を期すること。

八、漁業共済団体の累積赤字の処理に当たつては、中小漁業者の経営が厳しい情勢下にあることにかんがみ、漁業者の過大な負担とならないよう十分配慮し、その円滑な解消に努めること。

九、本制度の加入率が全般に低い水準にある実態にかんがみ、共済団体及び漁協が行う普及推進活動について、指導を強化すること。

十、本制度と漁業経営安定のための国の制度融資との有機的な運営について検討するとともに、本制度に対する地方自治体の助成の実態にかんがみ、加入促進に資するよう、自治体

の協力について指導に努めること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(坂元親男君) ただいま川村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。よつて、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田澤農林水産大臣。

○國務大臣(田澤吉郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○委員長(坂元親男君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂元親男君) 次に、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○國務大臣(田澤吉郎君) 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の漁業をめぐる諸情勢は、燃油価格の上昇、水産物需要の停滞等ことに厳しいものがあります。

このような状況のなかで、今後、わが国の漁業が活路を見出していくためには、漁業における省エネルギーの推進がきわめて重要となっております。

す。

農林水産省といたしましては、中小漁業の経営の近代化を促進するため、漁業再建整備特別措置法に基づき、その構造改善の推進に努めてきたところであります。しかしながら、このような厳しい状況のなかで、今後、その一層の推進を図るためには、中小漁業における省エネルギーを積極的に推進していくことが必要であります。

このため、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画について、省エネルギーに関する事項に關し所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針に定める事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加えることとしております。

第二に、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画に定める構造改善に関する事項として、経営規模の拡大、生産行程についての協業化等のほか、新たに、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加えることとしております。

なお、この法律案に関連して、中小漁業構造改善計画に基づき建造、取得した省エネルギー型漁船について、割増し償却ができるよう、税制上の特別措置を講ずることとし、租税特別措置法の一部を改正する法律案にその特別措置を盛り込み、今国会に提出してゐるところであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 次に、補足説明を聴取いたします。山内水産庁次長。

○政府委員(山内静夫君) 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理

由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、中小漁業構造改善基本方針に定める事項の追加であります。

農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針は、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画の指針となるものであります。現行の中小漁業構造改善基本方針は、経営規模の拡大等経営の近代化、財務内容の改善、漁船その他の施設の合理化等について定めることとされております。しかしながら、中小漁業における省エネルギーの重要性にかんがみ、今回、この基本方針に定める事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を法律上明記することとしております。

第二に、中小漁業構造改善計画に定める構造改善に関する事項の追加であります。

現行法上、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画は、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業について作成することとされております。今回、中小漁業における省エネルギーの重要性にかんがみ、この中小漁業構造改善計画に定める構造改善に関する事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化を加えることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の内容であります。この法律が成立し、施行されました後は、速やかに、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を含む新たな中小漁業構造改善基本方針を策定することとしております。

なお、同基本方針に即して漁業協同組合等が新たな中小漁業構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けたときは、同計画に基づき建造、取得した省エネルギー型漁船について、割り増し

償却ができるよう、税制上の特例措置を講ずることとしております。今国会に提出されております租税特別措置法の一部を改正する法律案にその特例措置が盛り込まれていくところであります。

以上をもちまして、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(坂元親男君) この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

老人保健法案について社会労働委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

七四号)

第二八六二号 昭和五十七年四月二日受理

農畜産物の輸入抑制措置に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会内 加賀田二四夫

紹介議員 長谷川 信君

貿易摩擦は農畜産物の貿易自由化や関税引下げ等に依存し、農業面だけに犠牲を転嫁することのみで解消し得るものでないことは明白である。米作を根幹としている我が国農業においては、米需給の緩和、水田利用再編対策の推進等により農業者は経営に苦慮している。そのうえ、最近における乳製品、牛肉、オレンジ等農畜産物の輸入増大や貿易自由化の傾向は畜産、果樹農家に深刻な影響と不安を与え憂慮すべき事態にある。よって、農畜産物の輸入にあたっては、国内の需給動向を踏まえ、我が国の農業の健全な発展を図るため適正かつ計画的な抑制措置を講ずるよう強く要望する。

第二八六三号 昭和五十七年四月二日受理

チチュウカイミバエ侵入阻止に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会内 加賀田二四夫

紹介議員 長谷川 信君

一昨年来、米國カリフォルニア州で発生をみたチチュウカイミバエはかんきつ類のみならず果実、野菜にも大きな被害をもたらす最も恐るべき害虫であり、万一、我が国に蔓延する事態となれば果樹農家はもとより野菜農家にも壊滅的な打撃を与えることは明白であり、この侵入阻止は現下の重要な課題である。よって、我が国農業に与える影響を重視し、この侵入を完全に阻止するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

一、植物防疫の万全を期するため、発生地域の生果実、生野菜の輸入禁止措置をとること。

二、消毒措置については、日本政府植物防疫官が立会確認を行うこと。

三、我が国の海空港における輸入生果実等の検疫を強化するとともに早期発見、早期撲滅体制を確立すること。

第二九八八号 昭和五十七年四月六日受理

農畜産物の輸入規制に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会内 増田正敬

紹介議員 村沢 牧君

我が国に対する米國の貿易不均衡の是正を求める動きのなかで、農畜産物の輸入制限品目の自由化と枠の拡大等について、一段とその外圧が強まってきた。万一、農畜産物の輸入の自由化等が実施された場合、その影響は極めて大きく、とりわけ、果樹、畜産農家にとつて、深刻な経営危機をもたらすことは明らかである。よって、早急に次の措置を講ずるよう強く要望する。

一、農畜産物の残存輸入制限品目の自由化は行わないこと。

二、昭和五十七年度の牛肉及びかんきつ類の輸入枠については、国内生産への影響を考慮し、慎重に対処すること。

三、農畜産物の検疫体制は現状を堅持すること。

四、自由化農畜産物の無秩序な輸入による市場の混乱を防ぐため、輸入業界に対し輸入秩序確立の行政指導を強化すること。

第三〇七三三号 昭和五十七年四月八日受理

オレンジ・果汁・牛肉等自由化、枠拡大阻止並びにチチュウカイミバエ検疫規制緩和措置撤回に関する請願(二通)

請願者 愛媛県伊予市米湊西原五七〇ノ一

伊豫園芸農業協同組合組合長理事

窪田勝 外五千六百八十六名

紹介議員 仲川 幸男君

農畜産物輸入自由化、枠拡大問題及びチチュウカイミバエ検疫規制問題は、日米通商交渉並びに東京ラウンドにおいて決着しているにもかかわらず、オレンジ・果汁・牛肉について、米國政府は

再交渉の早期繰上げと、一九八四年以降の完全自由化を執拗に主張している。現在、我々は、温州みかん園転換促進事業や生乳需給調整、肉牛の規模拡大・合理化などの経営努力を重ねているが、近年の冷災害も加わって農業経営は、深刻な状況に追い込まれており、外国農畜産物の輸入拡大は、断じて容認できない。我々は、組織の総力を挙げて国内農業の確立に努めているが、政府も速やかに独立国としての農業基本政策を確立するために、残存輸入制限品目の自由化、枠拡大は絶対すべきでない。一方、チチュウカイミバエ検疫規制の緩和措置決定については、科学的根拠が薄弱であるにもかかわらず、米国の政治的、経済的圧力に屈伏したものであるが、もし、チチュウカイミバエが我が国に侵入定着した場合、果樹、野菜農業に致命的打撃をもたらすことは明らかであり、将来に禍根を残すことのないよう即時撤回すべきである。ついては、次の事項の実現を図りたい。

- 一、オレンジ・果汁・牛肉等残存輸入制限品目の自由化阻止並びに関税前倒し、非関税障壁の撤廃等枠拡大を阻止すること。
- 二、チチュウカイミバエ検疫規制緩和措置を速やかに撤回すること。

第三〇七四号 昭和五十七年四月八日受理
オレンジ・果汁・牛肉等自由化、枠拡大阻止並びにチチュウカイミバエ検疫規制緩和措置撤回に関する請願

請願者 愛媛県松山市南堀端町二ノ三 愛媛県農業協同組合中央会会長 矢野 弁介 外三万七百九名

紹介議員 桧垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第三〇七三号と同じである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)

一、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十七年五月十一日印刷

昭和五十七年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D